令和八年十月二日

令和八年第四回岐阜県議会定例会会議録

第　四　号

議事日程（第四号）

令和八年十月二日（金）午前十時開議

第一　議第八十六号から議第百十二号まで
第二　請願第四十四号から請願第四十七号まで
第三　一般質問
第四　県議第十三号

本日の会議に付した事件

一　日程第一　議第八十六号から議第百十二号まで
一　日程第二　請願第四十四号から請願第四十七号まで
一　日程第三　一般質問

一　日程第四　県議第十三号

出席議員

四十四人

一番	木村千秋君	
二番	辻井俊貴君	
三番	判治康信君	
五番	平野恭子君	
六番	長谷川泰幸君	
七番	和田直也君	
八番	今井瑠々君	
九番	牧田秀憲君	
十番	黒田芳弘君	
十一番	森治久君	
十二番	中川裕子君	
十三番	伊藤英生君	

十四番　澄川寿之君
十五番　山内房壽君
十六番　森益基君
十七番　小川祐輝君
十八番　平野祐也君
十九番　所竜也君
二十番　今井政嘉君
二十一番　藤本恵司君
二十二番　安井忠幸君
二十三番　恩田佳君
二十四番　広瀬修薫君
二十五番　酒向薫也君
二十六番　水野吉近君
二十七番　布俣正也君
二十八番　長屋光征君
二十九番　国枝慎太郎君
三十番　高殿尚君
三十一番　田中勝士君

三十三番　松岡正人君
三十五番　水野正敏君
三十六番　野島征夫君
三十七番　渡辺嘉山君
三十八番　伊藤正博君
三十九番　川上哲也君
四十番　伊藤秀光君
四十一番　平岩正光君
四十三番　佐藤武彦君
四十四番　森正弘君
四十五番　村下貴夫君
四十六番　尾藤義昭君
四十七番　岩井豊太郎君
四十八番　猫田孝君

欠席議員　一人

三十四番　小原尚君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅本雅史
総務課長	田中由美子
議事調査課長	此島祐司
議事調査課管理調整監	大平洋右
同課長補佐	佐藤由子
同主査	堀部貴子
同主査	横田直道
同主査	谷村泰寛

説明のため出席した者の職氏名

知事	江崎禎英	君
副知事	足立葉子	君
副知事	国枝玄	君
会計管理者	工藤由理香	君
理事（まちづくり担当）	野崎眞司	君
知事公室長	松本順志	君
総務部長	平野孝之	君
総合企画部長	兼松伸和	君
総合企画部未来創成局長	保科実	君
危機管理部長	海蔵敏晃	君
環境エネルギー生活部長	田口博史	君
健康福祉部長	中西浩之	君
子ども・女性部長	桑田善晴	君
商工労働部長	小島光則	君
観光文化スポーツ部長	渡辺幸司	君
農政部長	堀智考	君

林政部長	長谷川雅樹	君
県土整備部長	藤井忠直	君
都市建築部長	飯島竜二	君
都市建築部リニア未来都市局長	戸田克稔	君
教育長	堀貴雄	君
警察本部長	山口寛峰	君
代表監査委員	鈴木祥一	君
人事委員会事務局長	大野陽一	君
労働委員会事務局長	廣瀬雅史	君

十月二日午前十時開議

○議長（松岡正人君）　ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松岡正人君）　諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書　記　朗　読）

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第十三号　決算特別委員会の設置についての発案書の提出がありました。以上であります。

＋＋＋

私が住んでいる町内では、毎年八月の第一日曜日は町内会総出でお宮掃除をします。そして、その後は番地ごとに分かれて水路掃除も併せて行います。町内会の皆さんの大半が出そろう年に一回の貴重な機会です。

この日、私のところには多くの相談が寄せられます。例えば、高速道路の高架下に生える雑草の管理をどうにかできないか、あるいは先日の大雨で畑に穴が開いた。原因が分からないが、どこに相談したらよいだろうかなど内容は様々です。

そんな中、私の家のすぐ近くの方から声をかけられました。田中さん、うちの家、地震が来たら壊れるんですよ。七月二十八日に熊本地震が発生したばかりでもあり、地震対策に関する話のようです。話を聞いてみると、今住んでいる家の耐震診断を行ったところ、結果が非常に悪かったとのことで、そこで耐震補強工事をしようとしたところ、家が建築された時期の関係で補助金が受けられないとのことでした。改めて詳しく話を伺うことにして、その日は別れました。

数日後、耐震診断の資料を持参していただき、その内容を確認してみると、総合評価の耐震評点、これは評価の点数のことです。この点数は何と〇・二とのことでした。ちなみに、この耐震評点というのは、建築基準法が想定する大地震が発生した場合の被害を受ける可能性を数値化したもので、一・五以上は倒壊しない、一・〇以上一・五未満は一応倒壊しない、〇・七以上一・〇未満は倒壊する可能性がある、そして〇・七未満は倒壊する可能性が高いということになります。ありていに言えば、〇・二というのは地震に対して非常に脆弱であるということです。

先ほど家が建築された時期の関係で補助金が受けられないと申し上げました。このお宅が建てられたのは昭和五十七年。現在県内で実施されている住宅耐震改修工事に対する補助制度の対象は、昭和五十六年五月三十

一日以前に着工されたものとなっており、これが対象外となった理由です。

ここで、なぜこのような仕組みになっているかということについて説明します。昭和五十三年に発生した宮城県沖地震を契機として、大規模地震における倒壊・崩壊を防ぐという考え方が導入され、昭和五十六年六月に建築基準法が改正、強化されました。これを受けて、着工が昭和五十六年六月より前のものを旧耐震基準、この六月以降のものを新耐震基準と呼んでいます。つまり、この補助制度は、旧耐震基準によって建てられた木造住宅を対象としているわけです。そして、今回相談を受けたこのお宅は、昭和五十六年六月以降、つまり新耐震基準で建てられたものであるため、補助制度の対象外とされたわけです。

耐震診断の資料を詳しく見てみると、きちんとした会社に正規の方法で評価してもらっており、診断した業者に問題はなさそうです。また、こうした診断を行った場合、建物の状態がよくても地盤の状態が悪かったり、建っている場所や地形が悪かったり、基礎がひび割れていたり、シロアリの被害がある場合などは、評価が大きく下がることがあります。これらについてもチェックしてみましたが、地盤の状態は非常によく、地形も平たん、基礎に問題はなく、シロアリ被害も全くないということで、ここに問題はなさそうです。ちなみに、建物の外観からもそのような倒壊の危険があるような家には全く見えません。

分析結果の中では、ある一定方向への耐力、これは耐える力という意味です。この耐力が低いこと、そして二階の壁の位置が偏っていることが指摘してありました。専門的なことは分かりませんが、建物の構造自体に問題があるようです。

そこで、一つの疑問が浮かび上がってきます。この家は新耐震基準で建てられた家です。もちろん建築確認もきちんと受けています。本来ならば十分な耐震強度を持っているはずです。なぜ十分な耐震性能を持ってい

ないのでしょうか。

そこで一点目の質問です。昭和五十六年六月以降に建築された住宅、つまり新耐震基準で建築された住宅の中に、このような耐震強度が不足しているものが存在することについて、どのような原因が考えられるのか、江崎知事の答弁をお願いいたします。

次は、耐震化率算定の課題についてお尋ねします。

現在の第三期岐阜県強靱化計画の中では、平成三十年に八三％だった木造住宅の耐震化率を令和十一年までに九五％とするＫＰＩ目標が掲げられています。ＫＰＩとは、計画を推進するに当たっての重要な業績指標のことです。

ここで、私たちがよく耳にする耐震化率について説明します。

先ほどお話ししたとおり、昭和五十六年六月を境として、それより前のものを旧耐震基準、これ以降のものを新耐震基準という話は既に説明したとおりです。御存じの方もいると思いますが、木造住宅の耐震基準については、この後、平成十二年六月の建築基準法施行令の改正により、さらに詳細な仕様が示されています。そのため、新耐震基準で建てられたものだから大丈夫と一くくりにするのも適切ではないということで、この建築基準法施行令の改正までの昭和五十六年六月から平成十二年五月までの基準についてはグレーゾーンと呼ばれています。

そこで、耐震化率算定の話に戻るわけですが、これは、一般的には県内全ての住宅のうち、十分な耐震性能を持っている住宅の比率として用いられています。ここで問題点として指摘したいのはその算定方法で、どういうことかというと、グレーゾーンのものも含め、昭和五十六年六月以降に着工された住宅全てが耐震強度を

満たしているという前提で算定されている点です。

つまり旧耐震基準で建てられたものの中で、十分な耐震性能を持っていない住宅の数だけが未達成として計上されているわけです。未達成一七％の中に含まれているのは、旧耐震基準で建てられた住宅のみということになっています。先ほど私が紹介した住宅は、昭和五十七年ということでグレーゾーンの時期に含まれており、耐震化率算定の際は耐震強度を満たしているものとみなされ、八三％の中に含まれています。しかしながら、耐震評点は〇・二となっています。

そこで、二点目の質問です。住宅の耐震基準については、グレーゾーンと呼ばれる期間があります。そして、グレーゾーンの時期に着工されたものの中には、今紹介したように、十分な耐震性能を持っていない住宅が含まれています。つまり現在ＫＰＩで使っている耐震化率の数値と、実際に耐震性能を持っている住宅の比率には開きがあるようです。こうした耐震化率算定の課題についてどう考えるのか、江崎知事の答弁をお願いします。

次は、岐阜県建築物等耐震化促進事業の対象拡大について質問します。

まずは、現在進められている耐震改修工事に対する補助事業について簡単に説明させていただきます。

さきに紹介したとおり、対象となる住宅は、昭和五十六年六月より前、つまり旧耐震基準で建築された木造の一戸建て住宅や共同住宅で、特殊な工法を用いていないものとされています。また、店舗兼用住宅についても、店舗部分の床面積が二分の一未満であれば対象に含まれるものとされています。対象となる工事は、耐震評点を一・〇以上まで引き上げる耐震改修工事、耐震評点〇・七以上とする簡易改修工事で、家具の固定を伴うもの等とされており、財源については、国・県、市町村が制度の中で定められた割合に応じて負担すること

となっています。

なお、補助金の額については、例えば耐震評点を一・〇以上とする工事については、一戸当たり最大百八万九千円となっていますが、市町村の独自の取組により手厚い支援を行っている自治体では、一戸当たり最大百十七万五千円となっています。

先ほど住宅の耐震基準についてはグレーゾーンと呼ばれる期間があり、この時期に着工されたものの中には、十分な耐震性能を持っていない住宅があるという話をさせていただきました。そこで、他県の事例を調べてみると、例えば熊本県や青森県などでは、グレーゾーンの時期に着工された住宅にも倒壊の危険があるとして、補助事業の対象を拡大しています。つまり平成十二年五月までに着工した住宅にまで対象を広げているわけです。

そこで質問です。グレーゾーンの時期に建築された住宅の中に、耐震性能が不足している住宅が存在するという現実を踏まえ、岐阜県でも建築物等耐震化促進事業の対象を拡大することについて検討する必要があると思いますが、この件についてどのように考えるのか、江崎知事の答弁をお願いいたします。

前半の質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　おはようございます。

私には、新耐震基準で建築された木造住宅の耐震化に関して、三点御質問をいただきました。まずはその原因、それから算定率の課題、さらには補助事業の対象拡大ということで順次お答えさせていただきます。

まず県では、岐阜県耐震改修促進計画に基づきまして、より倒壊の危険性が高い昭和五十六年五月以前の旧耐震基準の木造住宅を対象に、市町村や関係団体と連携して個別訪問や相談会を行い、これまでに約二万五百件の耐震診断や約二千五百件の耐震改修等を支援してまいりました。一方で、先ほど御指摘がありましたように、昭和五十六年六月に導入されました新耐震基準につきましては、平成十二年六月に建築基準法施行令が改正されまして、柱とはりをつなぐ金具が新たに指定されるなど、追加的な基準が示された経緯がございます。この結果、昭和五十六年六月から平成十二年五月までに着工されたいわゆるグレーゾーンにある木造住宅においては、現在の耐震診断基準を満たしていないケースがあると想定されます。御指摘のとおりです。

なお、耐震化率の算定におきまして、国では新耐震基準導入後の住宅を耐震性ありとしており、県においても同様の手法で算定しております。一方で、先ほど述べましたように、新耐震基準自体に追加的変更がなされているため、県では耐震化率をおおむねの耐震化の進捗状況を把握するためということで活用しているところでございます。実際、一昨年発生いたしました令和六年能登半島地震における国の被害調査では、いわゆるグレーゾーンの期間に着工された木造建築物のうち、約五％の倒壊、または崩壊があったと確認されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、グレーゾーンの期間に着工された木造住宅につきましては、耐震診断基準を満たしていない可能性があり、今後市町村と支援の必要性について協議してまいります。また、耐震改修に係る費用が高額で踏み出せないという県民の皆様に向けまして、昨年度から命を守ることを目的に、部分的な耐震補強となります耐震シェルターなどの設置に対して補助を開始しているところでございます。今後も引き続き、市町村や建築関係団体と連携いたしまして、県民の安全・安心の確保に向けて住宅の耐震化を推進してま

いります。

○議長（松岡正人君）　三十二番　田中勝士君。

〔三十二番　田中勝士君登壇〕

○三十二番（田中勝士君）　引き続きよろしくお願いします。

それでは、後半の質問では、市町村行政のＤＸ支援について取り上げさせていただきます。

最初に、次期岐阜県ＤＸ推進計画における市町村への支援について質問をさせていただきます。

現在、次期岐阜県ＤＸ推進計画が策定されていますが、その中で、市町村への支援についてはどのような方針、考え方が盛り込まれる予定なのか、まずはこの件について、江崎知事の答弁をお願いします。

そして、ここからは、市町村基幹業務の標準化に向けたこれまでの県の取組についてと、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターとの連携についてそれぞれお尋ねするわけですが、その前に、令和三年九月に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律と地方公共団体の標準準拠システムへの移行について説明したいと思います。

これは一言で言うと、これまで市町村ごとにばらばらにつくってきた住民票や戸籍、国民健康保険など、これらは市町村の基幹業務と呼ばれています。この基幹業務の管理システムを国が定めた共通ルールに合わせ、できるだけ共通化、クラウド化しようという政策です。例えば、これまではＡ市とＢ市で同じ住民税に関する仕事をしていても、Ａ市はＡ市のシステム、Ｂ市はＢ市のシステムということが普通になっていました。その結果、システムが自治体ごとに違う、データ形式が違う、それぞれの職員がシステムごとの特殊な操作を覚えなくてはならないなどという状況が生じていました。

そこで、全国の市町村が同じような仕事をしているならば、システムを共通化していこうという発想で進められているのがこの標準準拠システムへの移行です。これにより、対象となる行政事務について、全国の市町村は、国が定める標準化基準に適合した情報システムを使わなくてはならないという仕組みがつくられました。つまり、市町村が自由にシステムをつくる時代から、国が定めた共通ルールに従う時代へと大きく転換したわけです。現在、標準化の対象となっているのは、住民基本台帳や戸籍、印鑑登録、国民健康保険など二十の基幹業務です。

ここで誤解のないように申し上げますが、国がこの法律により目指しているのは、全国の自治体が全く同じシステムを使うことではなく、異なるメーカーのシステムでも共通のルールで動くようにすることです。つまり、標準化によってベンダー、ベンダーとは、自治体にシステムを提供しているＩＴ企業やシステム会社のことです。このベンダーの乗換えやシステム間の連携をしやすくすることも重要な狙いとされているわけです。

国の当初の計画では、この取組によるシステムの移行期限は令和七年度末、つまり今年の三月三十一日までとされており、本年度から新しいシステムで運用することが目指されていました。ところが、もろもろの事情により期限までの移行が難しいものについては、令和十二年度までに完了することとされ、期限が先延ばしされています。

ちなみに、もろもろの事情の一点目は、データを移したり、古いデータを整理したりするシステムの移行作業が想像以上に大変だったこと。二点目は、全国の自治体が一斉に移行するため、システム会社側のＳＥ、これはシステムエンジニアのことです。このＳＥの数が足りなかったという問題、そして三点目は、各市町村が長年にわたりそれぞれのシステムの独自改修を繰り返してきたため、作業が煩雑だったことなどが上げられて

います。

皆さんも御存じのとおり、岐阜県では、昭和四十五年に財団法人岐阜県行政情報センターが設立され、県内市町村の行政事務について、システムの共同開発と共同利用、システムの運用保守、情報処理の受託、職員研修などを担ってきました。つまり、岐阜県の場合、個々の市町村が単独でＩＴ企業などに管理システムをつくってくださいと発注するのではなく、県内の市町村が共同でシステムを整備、利用するという仕組みをつくってきたわけです。

要は、今回国が始めた自治体システムの標準化を五十六年も前から先行してやってきたということで、現在は、県内三十五市町村と三つの広域連合、合わせて三十八団体がこの市町村行政情報センター、以後、情報センターと呼ばせていただきます、を利用しています。つまりこの三十八団体の標準準拠システムへの移行については、情報センターが全面的にその役割を担っており、ここに業務を委託している各団体は、情報センターの業務の進捗状況に合わせて、新システムの稼働に向けた準備や予算の確保、条例改正など必要な対応をしていくことになります。

ここで、私の地元の岐南町から直接伺った内容を基に、最近起きた事例について紹介させていただきます。

先ほども説明したとおり、国が定めたシステムの移行期限は令和七年度末とされていました。当初、岐南町では、これに間に合わせる形で、令和七年十月に新しいシステムが稼働する予定となっていました。しかしながら、先ほど申し上げた理由により、新システムのスタートは本年の九月七日に延期されました。そこで、町は、この対応として、九月七日稼働に向けた条例改正案をさきの六月議会に上程し、議会はこれを六月十九日に議決しました。

ところが、七月に入って、九月七日の稼働は難しいという連絡が情報センターから入り、六月議会で議決したばかりの条例施行日の改正案をこの九月議会に提出せざるを得なくなったとのことです。当然担当者がこの間の経緯を説明するために岐南町に出向いてきたわけですが、その際の説明によると、情報センター側では、遅くとも六月上旬には令和八年度中の稼働は難しいと判断していたことが明らかとなりました。少なくとも、この時点で情報提供をしていれば、条例改正案の六月議会への上程、議決や九月議会への再度の提出といった一連の手続は行う必要がなかったわけです。つまり情報センター側の配慮不足により、岐南町職員も岐南町議会も全く無駄な仕事をさせられていたことになります。

ちなみに、システムの稼働延期はこれで三回目ということで、その都度発生する事務的な変更作業や調査、調整、議会対応など職員は余分な作業に追われ、通常業務にも影響が出ているようです。大勢の職員を抱える大規模な自治体ならまだしも、岐南町のような限られたマンパワーしかない小規模自治体では大きな負担です。情報センターは、システム稼働開始を令和九年の九月にしたいと言っているが、果たしてその言葉は信用できるのか、不信感は非常に高まっています。

設立当初は、全国と比較しても先進的な取組であったこともあり、情報センターは、県内市町村の情報化に大きく貢献してきました。ただ、最近は、ＩＴ技術の急速な進展やそれに伴うＩＴ環境の高度化により、独自でシステムの開発や改修をすることが難しくなっており、実際の仕事はＩＴ企業に依存している状態になっているとのことで、情報センター自身が市町村のＤＸ化のニーズに十分に応えられていない状況になっているようです。

もともとこの情報センターは、岐阜県と県内十一の市が法人設立のために拠出する資金、いわゆる出捐金を

出し合って立ち上げたものですが、現在では、行政から切り離された一般財団法人として独立して業務に当たっています。つまり業務を請け負っている三十八団体は、情報センターの顧客というわけで、特に今回のような大規模なシステム変更などを行う際は、それぞれのマンパワーや業務の進捗状況、議会日程などに配慮しながら業務を進めるべきです。改めて言うまでもなく、いずれの市町村も年々増え続ける業務量に限られた人員で対応しなくてはならず、ＤＸの導入は必要不可欠ですが、今回紹介した事例のような対応が続くならば、大きな問題と言えます。

そこで、二点目の質問です。現行の岐阜県ＤＸ推進計画の中には、一般財団法人市町村行政情報センターとの連携、協力、基幹業務標準化に当たる現場の課題の吸い上げ、全ての市町村が足並みをそろえたデジタル化の達成などの記述があります。市町村の基幹業務標準化に対する支援について、県としてこれまでどのように取り組んできたのか、未来創成局長の答弁をお願いします。

最後は、県と情報センターとの連携について質問します。

先ほども申し上げたとおり、情報センターは一般財団法人であり、県は、ここに対する指導監督権限を持っていません。しかしながら、誰かが市町村が抱える現場の課題を吸い上げ、それを取りまとめて情報センターに伝え、業務改善につなげていく取組を進めなければ、また今回のような問題が発生するおそれがあります。私は、こうした役割ができるのは県だけだと思っています。

そこで、三点目の質問です。市町村行政のＤＸ支援を推進するためには、県が現場の課題を取りまとめて伝える、業務改善の方向性を示すなど、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターとの連携をより一層深めていく必要があります。この問題について、今後どのように取り組んでいくのか、未来創成局長の答弁をお願い

します。

今回の質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、市町村行政のＤＸ支援についてお尋ねをいただきました。

現在、人口減少・人材不足が深刻化する中、市町村における行政サービスを提供する体制の維持が難しくなるといった課題が指摘されているところでございます。各市町村において限られた人員で質の高い行政サービスを提供するためには、デジタル技術を活用して業務の在り方そのものを見直すデジタルトランスフォーメーション、ＤＸといいますが、この推進が不可欠だと考えております。

市町村行政のＤＸを進めるに当たりましては、ＤＸの共通基盤の整備という広域的インフラの整備の観点に加えまして、デジタル技術に関する専門的知見の確保という人材確保の観点から、県として果たすべき役割は大きいと考えております。特に、サービスの基盤となりますシステム・アプリケーションの共同利用や人材面の支援などにより、市町村のＤＸを支えていくことが重要です。このため、現行の岐阜県ＤＸ推進計画に引き続き、次期計画においても、市町村行政のＤＸ支援を三つの大きな柱のうちの一つに位置づけて取組を加速していきたいと考えております。

次期計画策定における市町村支援の具体的取組としては三点考えております。まず第一に、ＤＸの推進によって、県内どこに住んでいても必要な行政サービスが受けられるようにすることでございます。そのため、市

町村の行政サービスの維持向上に資するＤＸを支援することとし、具体的には、内部事務の効率化や書かない窓口、先日も申し上げましたけれども、窓口で一々書かなくても済むようにするなどの利便性の向上に資する取組を後押しします。その際、特に小規模市町村への支援を強化してまいりたいと考えております。

次に、よりよい行政サービスをより安価で便利に利用できるように、効率的にインフラを整えることでございます。このため、市町村が個別に導入した場合には、多額の費用を要することとなりますシステム・アプリケーションについて、市町村間での共同調達、共同利用を進めてまいります。これまでは、県が利用するシステムの導入の際に、市町村にも参加を呼びかけるという形を取ってまいりましたが、今後は市町村の業務のみに利用されるシステムも対象を広げまして、共同化を積極的に進めてまいります。

最後に、全ての市町村がデジタル技術を適切に使いこなせるようにするためには、何といってもデジタル人材を確保、育成することが重要でございます。まずは、全ての職員が一定のスキルを持つための研修の充実に加えまして、高度専門人材につきましては、それぞれの市町村で確保することが難しいことから、県が確保して派遣する手法を含め、適切な方策を検討し、必要な支援を行ってまいります。

県としては、こうした取組を通じまして、市町村の置かれた状況にかかわらず、県民お一人お一人の暮らしがＤＸによって楽に、便利に、安全になることを目指してまいります。

○議長（松岡正人君）　未来創成局長　保科　実君。

〔総合企画部未来創成局長　保科　実君登壇〕

○総合企画部未来創成局長（保科　実君）　市町村行政のＤＸ支援について二点お尋ねがございました。

まず市町村基幹業務システムの標準化に向けたこれまでの取組についてお答えいたします。

基幹業務システムの標準準拠システムへの移行につきましては、システム事業者の業務逼迫などにより、全国的に多くの団体で令和七年度末という当初の期限までの移行が困難な状況がございました。このような状況を踏まえ、本県としても、市町村との協議会等を通じて吸い上げた現場の課題を全国知事会と連携して国に伝えることにより、移行期限の延長や移行経費に対する国庫補助の確保につなげてまいりました。

また、市町村に対しましては、令和三年度以降、システム移行を見据えた業務フローの見直しの支援や移行に向けた計画策定の支援を行うほか、希望市町村に対しては、移行に関連して生ずる個別課題への対応の支援を行うなど、市町村の置かれた状況により移行に困難が生ずることのないよう、丁寧な伴走支援に努めてきたところでございます。

次に、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターとの連携についてお答えいたします。

岐阜県市町村行政情報センターは、これまで県内市町村の情報システムの共同利用に大きな役割を果たしてきており、これは本県の強みであるというふうに認識してございます。小規模な市町村を含め、市町村のＤＸを推進していくためには、システムやアプリケーションの共同調達、共同利用が重要となります。この点について、市町村行政情報センターが一層の役割を発揮することを期待しているところであり、市町村ＤＸの支援を担う県としても、今後センターとの連携強化が必要だと考えてございます。一般財団法人というセンターの性格も十分に踏まえつつ、県と市町村、市町村行政情報センターの連携の下、どのように効率的、効果的に市町村のＤＸを進めていくことができるのか、関係者の声を丁寧に伺いながら、本県にとって最適な形を検討してまいります。

○議長（松岡正人君）　六番　長谷川泰幸君。

〔六番　長谷川泰幸君登壇〕（拍手）

○六番（長谷川泰幸君）　おはようございます。

今回初登壇となります。よろしくお願いいたします。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

岐阜県は、県土の約八一％、面積にして約八十六万ヘクタールを森林が占める森林率全国第二位の森林県です。また、人工林の割合は四五％で、住宅建築などに使われるヒノキの人工林面積が約二十一万ヘクタール、杉の人工林面積が約十二万ヘクタールとなっています。私の地元である加茂郡においては、人工林におけるヒノキの面積比率が実に八割を超え、この地域や隣接する東濃地域を中心に産出されるヒノキは、東濃ヒノキとして広く知られています。地域の豊かな自然環境に育まれ、先人が丁寧に育ててきた東濃ヒノキは、均一で緻密な年輪を持ち、強度が高く、美しい桜色を帯びた色合いと芳醇な香りなどから、全国的にも高い評価を受けてきました。また、伊勢神宮の式年遷宮など、日本の歴史的建造物にも私たちの故郷の東濃ヒノキが深く関わっているところです。

このように、地域の森林は、単なる自然資源にとどまらず、私たちの地域における林業や木材産業の要であり、アイデンティティーそのものです。山で木を切り出す林業だけでなく、木材の流通を担う木材市場、木材を製材、加工、プレカットする製材所、そして家づくりを担う地域の工務店に至るまで緊密なサプライチェーンを形成しており、こうした地元で産出される木材の生産と流通は地域経済の根幹であり、多くの雇用を支えてきました。

そして現在、私たちの地域の森林だけでなく、県内の森林は重要な転換期を迎えています。昭和の時代に先

人たちが将来の希望を託して植林し、下刈りや間伐など何十年も手塩にかけて育ててきた県内各地の人工林が伐採の適齢期を迎え、まさに本格的な利用期を迎えているのです。しかしながら、現在の林業、木材産業を取り巻く環境には強い危機感を持たざるを得ません。

そこで、大きく二つの視点で課題を考えてみます。

まず山側の木材生産の視点から考えてみますと、利用期を迎えた木を適切に伐採、搬出することが十分できていない。その原因の一つには、人口減少が進む中、林業に従事する人材が不足している点が上げられます。県においては、今年度が最終年度となる第四期森林づくり基本計画で、森林技術者数を令和二年の九百三十九人から、令和八年には約一・二倍に増やす目標を掲げていましたが、目標達成は容易ではない状況にあります。

一方で、新規就業者数については、目標の八十人を上回っており、林業に関心を持ち、新たに就業する方は一定数確保されています。それにもかかわらず、森林技術者数全体が増加していないという現実を見ると、今後の木材生産拡大を人員の増加だけに求めることには限界があるのではないでしょうか。特に、本格的な利用期を迎えた森林資源を最大限活用していくためには、担い手確保の取組に加え、一人当たりの生産性向上を図ることがこれまで以上に重要になると考えます。その際、鍵となるのは林業の機械化、ＩＣＴ化です。

林業は、全産業平均と比較して労働災害発生率が約八倍高く、死亡事故の多くは伐採作業中に発生しています。私の地元、加茂郡に多いヒノキ林では、間伐時に発生するかかり木の処理など、危険を伴う作業も少なくありません。このような状況下においても、私の地元、加茂郡の東濃ヒノキ白川市場協同組合では、高齢化による地域内の個人伐採事業者の減少により、担い手の確保と東濃ヒノキの安定的な木材供給を目的として、令和元年度から直営の木材生産チームを設置し、木材生産を行っています。現在、平均二十八歳と若い四人のチ

ームで、高性能林業機械四台を使用して年間四千立米生産しており、今後は主伐再造林の事業地を確保して木材生産の拡大を図ろうとしています。

こうした現場では、作業員がチェーンソーで樹木を伐採し、その後の集材や造材の工程で高性能林業機械の活用が進んでいますが、今後は伐採そのものの機械化など、安全性の向上と生産性の向上を同時に実現していく必要があるのではないでしょうか。これからの林業は、より多くの担い手を確保するという発想だけでなく、限られた担い手でより多くの木材を安全に生産するという発想への転換が求められていると考えます。

次に、二つ目の視点、川下側、木材需要の立場で考えてみます。

人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少や生活様式の変化などにより、柱やはり、その他造作材といった住宅用建築材料としての木材の需要は厳しい状況に直面しています。県内各地の人工林が利用期を迎える一方で、従来の需要市場は縮小しているという供給と需要のミスマッチが生じつつあるのです。

たとえ東濃ヒノキというブランド材であっても、切って使われなければ山に利益が還元されず、新たな苗木を植えることもできません。せっかく立派に成長した地域の森林も、そこから産出される木材が適正な価格で継続的、安定的に流通し、川上から川下までのサプライチェーンが健全に機能しなければ、木を切って、使って、植えて、育てるという森林の健全なサイクルが滞ってしまいます。これは、林業関係者のみならず、山が荒廃することによる土砂災害の危険性の増加や水源涵養機能の低下など、広く県民の皆様の安全・安心な暮らしを脅かす重大な課題でもあります。

このため、国においては、この六月に閣議決定された森林・林業基本計画において、百年続く「森の国・木の街」を打ち出すとともに、脱炭素社会の実現やウッド・チェンジの掛け声の下、公共建築物の木造化や木質

化、中大規模木造建築の推進など、木材利用に向けた新しいフェーズに入っています。また、岐阜県においても、これまで岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例の制定や岐阜県森林づくり基本計画に基づく様々な施策を展開しているところです。

そうした中、昨年の九月議会において、森　益基議員から、岐阜県を代表するブランド材である東濃ヒノキの需要の創出と販路拡大に向けた取組について質問がありました。その質問に対し、県からは、ヒノキ専門では県内最大級となる製材工場の整備支援や非住宅建築物における木造化、木質化の推進、高付加価値製品の開発支援、さらには中規模以上の木造建築物を対象とする試験研究体制の整備構想の作成などに取り組むとの答弁があったところです。

しかし、先ほども申し上げたとおり、東濃ヒノキをはじめとする県産材は、林業、木材産業のみならず、地域経済を支える重要な資源である一方、人口減少等に伴い、住宅着工戸数は減少傾向にある中、これら県産材についてどのように有効活用していくのかがこれまで以上に問われているのだと考えます。

ちなみに、令和七年度の全国における新規住宅着工戸数は七十四万戸でしたが、今年六月に発表された野村総合研究所レポートによりますと、二〇四〇年度には約二割減の六十一万戸まで減少すると予測されております。また、林野庁の発表では、我が国の木材自給率は上昇傾向にあるものの、令和六年度は四二・五％といまだ低い状況となっています。

こうした情勢を踏まえると、岐阜県の豊富な森林資源である県産材の利用を促進するためには、新規住宅の需要に頼るだけでなく、非住宅分野の開拓や新たな木材需要の創出に向けた取組を進めるとともに、東濃ヒノキをはじめとする県産材の魅力や地産地消のメリットなど、多くの方々に伝えるための取組がこれまで以上に

必要になっていると考えます。

そこで、林政部長に二点お伺いいたします。

一点目として、東濃ヒノキなど人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、木材生産拡大に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

二点目として、東濃ヒノキをはじめとする県産材の販路拡大に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

また最後に、今回の質問に当たり一言申し上げます。

山林を所有する県民の皆様にも、東濃ヒノキをはじめとする県産材の価値と森林を大切に管理することの大切さを改めて認識していただきたいと思います。所有する山林の手入れを進めることは、森林資源の有効活用にとどまらず、土砂災害の防止や水源の涵養、森林環境の保全など、県民の安全・安心な暮らしを守ることにもつながります。山林の管理や活用について分からないことがあれば、市町村や地域の森林組合などにまずは御相談していただきたいと思います。

県土の約八割を森林が占める本県において、県や市町村の職員をはじめ、森林、林業に携わる関係者の皆様は、限られた人員の中で知恵を出し合い、森林の適切な管理と林業、木材産業の振興に尽力されています。私自身もこうした関係者の取組を後押しするとともに、東濃ヒノキをはじめとする県産材の生産、流通及び販路の拡大を通じて、この利益が山林所有者に適切に還元されるよう引き続き力を尽くしてまいります。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○議長（松岡正人君）　林政部長　長谷川雅樹君。

〔林政部長　長谷川雅樹君登壇〕

○林政部長（長谷川雅樹君）　東濃ヒノキをはじめとする県産材の利用促進について二点御質問がありました。

一点目の生産拡大に向けた今後の取組についてお答えいたします。

木材生産の拡大を図るためには、作業員の安全確保と身体的負担の軽減、生産性の向上を図るため、最新のデジタル技術を活用したスマート林業の推進が不可欠です。そのため、県では、伐採区域の位置情報を確認するＧＰＳなどのＩＣＴ機器や高性能林業機械の導入を支援しておりますが、遠隔操作や自動運転など、先進的技術を活用した林業機械の本格導入には、安全性や生産性、コスト面で多くの課題があると認識しております。

これらの課題に対応するため、産学官が連携して活動する岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアムが、国の補助事業を活用し、先進的な林業機械の実証試験を十一月に着手いたします。具体的には、遠隔操作型の無人作業車と木材を運搬する自動走行車を組み合わせた新たな伐採作業システムを検証いたします。県では、精査、分析された成果を基に、県内での実用化に向けた具体的な検討を進め、効率的な木材生産を実現してまいります。

次に、販路拡大に向けた今後の取組についてお答えいたします。

県産材の利用用途の多くを占める県内の住宅市場が縮小する中、新たな販路拡大や需要創出に向けた取組が必要と考えております。

まず住宅分野においては、県内のほか、本県の約六倍の市場規模を持つ愛知県や首都圏など県外における需要獲得を目指します。また、事業者が連携した建築部材の規格の共通化により低コスト化を促進し、価格競争力の強化につなげていくことに加え、東濃ヒノキの魅力や木質化によるストレス軽減効果など、健康への好影

響を県内外の工務店が効果的にＰＲできるよう支援してまいります。

さらに、コンビニやカフェといった低層の店舗などの非住宅分野においては、依然として木造率が低いことから、東濃ヒノキを活用した内装や家具など、統一感のある空間づくりを建築費の助成制度と併せて、計画段階で施主や建築士に提案してまいります。加えて、住宅・非住宅において輸入材の利用が多いはり、桁などの構造材について、東濃ヒノキの強度を生かした新製品開発を加速させるなど、新たな需要の創出に取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君）　十二番　中川裕子君。

〔十二番　中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君）　それでは、日本共産党の代表質問を行います。

まず初めに、クビアカツヤカミキリの防除と被害防止に向けた取組についてお聞きいたします。

東アジア原産のクビアカツヤカミキリは、桜、梅、桃など木の内部を食い荒らし枯らすという特定外来生物であり、その分布は急速に国内で広がっております。本県においても桜の名所が数多くあり、また住民の心のよりどころでもあります。また、飛騨圏域等では桃が特産であり、農業被害が出る前に徹底的な防除体制をつくっておく必要があると考えます。

多くの方にこの虫について知っていただきたいので、写真を用意いたしました。お手元に資料を配付しております。（資料を示す）

こちらが成虫の写真です。体長が大体二ミリから四ミリ弱ほどのもので、体全体が黒くて艶があるのが特徴です。そして、一番の特徴は、この首のように見えるところなんですが、前胸部が赤いという特徴があります。

六月から八月頃に発生すると言われており、桃、梅、桜が大好物ということです。県内では、今年の二月に海津市で幼虫が発見された後、この成虫が海津市、各務原市、羽島市などで発見されており、また先月二十八日には、岐阜市柳津町の境川堤防の桜の木で幼虫が確認されたことが市から発表されたところです。

次に、こちらが被害を受けた木の現状です。（資料を示す）これは、許可をいただいて木の皮を剥いだ写真となります。

幼虫は、樹木の中で二、三年過ごすと言われており、その間にこうやって樹木の中を食い荒らします。これが原因で木が枯れるということです。

兵庫県では、成虫が県内で初めて発見されてから四年でこうした被害木が約千本、梅の産地である和歌山県では、被害件数が四年間で五百十一件から一万二千件以上に、一気に二十四倍に拡大したとの報道があります。成虫は、羽化直後から産卵を始め、その数は平均で三百五十個産み、そして多い個体では千近く産むと言われており、繁殖力が高いのが特徴にもなっています。なので、こうしたふうに食い荒らされている内部にいる段階で木を適切に防除する、または伐採するという対応が必要です。

被害木をどうやって見分けるかということですが、こちらを御覧ください。これは、木の幹の根元なんですけれども、このように細かい木くずが落ちておりました。幼虫が入り込んだ木からは、こういうフラスという木くずとふんが混じったものが排出されて、木の根元にこうしてたまっています。成虫がいない今の時期は、桜や梅、桃の木にこうしたものが残っていないか、この調査を進める必要がありますし、御自宅に植わっている梅の木とか、それから近くの公園や堤防の桜などを確認していただくことも大事だと思います。実際に私もこの木の周辺を見て回りましたが、複数でこうした木からフラスが出ているところを確認いたしました。

しかし、個人の自宅など個人所有の土地にある場合、伐採や駆除は基本個人の負担となります。そのために防除がなかなか進まないという課題も見えてくると思います。国では、こうした急激な拡大を受けて、七月末に対策本部を設置いたしました。防除対策を行う自治体への財政支援として、来年度予算の概算要求も行っています。成虫として外に出てくる六月より前にこうした被害木を見つけ、速やかに対策することが必要ではないでしょうか。

そこで、環境エネルギー生活部長にお聞きします。来年度を待たずに補正予算で伐採や駆除費用を補助するなど、迅速に対応すべきと考えますが、今後の取組をお聞きいたします。

続いて、災害時の避難に関する課題と今後の対応について伺います。

熊本地震の発生から二か月が経過しました。被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く日常生活が戻ることをお祈り申し上げます。現地では応急仮設住宅への入居が始まりましたが、その数はまだ全体の一部にとどまっており、約千四百人が避難所での生活となっているとのことです。被災直後と変わらない状況の避難所もあり、避難所の環境に差が生じているという指摘もされています。

二〇一六年の熊本地震では、犠牲となられた方の約八割が災害関連死でした。避難所環境の改善は、命に関わる重要な課題です。本県でも、プライバシーが確保されたスペース、温かい食事など、国際的な最低基準であるスフィア基準を満たすことを前提とした避難所環境改善に取り組んでいますが、まだ十分ではありません。避難所開設の主体である市町村への財政支援も含め、全体の底上げと自治体間で差が生じないような支援が必要だと思います。

そこで、危機管理部長にお聞きします。避難所の環境改善に必要な資材や食材などの備蓄状況をどのように

把握し、どのように対応されるでしょうか。

続いて、福祉避難所について述べます。

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、一般の指定避難所での生活が困難な方を受け入れる二次的な避難所です。災害関連死を防ぐために重要ですが、これまで県内での福祉避難所の開設実績はほとんどなく、県による実効性ある支援が求められています。

県が行った市町村福祉避難所実態調査によりますと、ベッドは二十四市町村、おむつなど介護用品の備蓄は二十五市町村にとどまるなど、まだまだ十分とは言えません。県では、昨年度から三年間の計画で、資材を購入する市町村に対し、補助制度を創設して取り組んでいます。非常に重要な補助制度であり、ぜひ食料や消耗品など補助対象を柔軟にし、全市町村で物品の備蓄が進むよう、さらなる取組を求めます。

福祉避難所は、指定された施設と市町村が具体的な取決めを進める協定を締結することとなっていますが、実際に協定を締結した施設において、時間の経過とともに施設管理者や職員が入れ替わることで、協定締結の認識が引き継がれていない事例もありました。これでは、いざ災害が起きたときに様々なトラブルが生じかねません。

また、具体的な開設訓練を行っている施設や自治体は、ほんの一部にとどまっていることも課題です。その背景には、日常的な福祉施設の職員の多忙化、職員不足があるとの指摘もあり、施設や職員への負担軽減のための支援策も検討する必要を感じています。災害時、開設や運営がスムーズにいくような支援が必要ではないでしょうか。

そこで、健康福祉部長に質問です。福祉避難所について、開設における課題と今後の県の取組についてお聞

きします。

続いて、分散避難についてです。

外に出ることが危険なときや様々な理由で、自宅の二階や近所の公民館など、指定避難所以外の場所に避難する分散避難の考え方は、想定外の災害が頻発する中、非常に重要であり、進めていく必要があると私も考えております。

県では、分散避難者を把握するためシステムを開発し運用されていますが、このシステムについて市民が市町村に問い合わせた際、説明が不明確であったとの声が届きました。そもそも分散避難という考え方がまだ十分に浸透していない上に、登録システムの存在について住民の認知度はかなり低いと感じます。また、活用する側の市町村からも、使い方について改善の要望があるようです。

そこで、危機管理部長にお聞きします。県として分散避難に係る課題をどのように整理されているでしょうか、またどのように取り組まれていくかもお聞きいたします。

木曽川右岸流域下水道事業における水の官民連携、ウオーターＰＰＰの導入に係る課題と今後の検討について伺います。

岐阜県木曽川右岸流域下水道の各務原市と岐阜市において、水の官民連携、ウオーターＰＰＰの導入が検討されています。ウオーターＰＰＰとは、具体的に本来業務ごとに単年度や短期契約する管の維持管理、設備更新計画等を一括で、原則十年の長期契約で民間企業に委託するというものです。国交省の資料によると、レベル三・五である管理更新一体マネジメント方式、こちらは原則十年ですが、この後はレベル四である運営権や利用料金直接収受も一括で、原則十年から二十年の長期契約で民間企業に委託する公共施設等運営事業に移行

することとするとされています。

この公共施設等運営事業、コンセッション方式の先進例である宮城県では、令和四年に上水、工業用水、下水の三分野の運営権を一括で民間企業に売却。その結果、水道事業を受託した企業では、当初の想定を大きく上回り、四年間で約三十三億円の利益を上げたことが分かりました。一方、県の水道会計は赤字に転落しており、これが本当に県民のための選択肢としてふさわしいのか、大いに疑問を持つ結果が出ております。

本県が導入を検討しているレベル三・五は、このレベル四に段階的に移行するための官民連携方式とされており、一度導入を進めると、引き返すことは現実的には難しいと考えられます。いま一度こうした他県の事例を慎重に検証し、導入を見送るべきではないでしょうか。特に、十年に及ぶ民間事業との一括契約の下で、県は技術職員の育成やノウハウの継承をどう維持できるのでしょうか。知見の蓄積がない中、将来的に県として意思決定を確実に行うことができるのかなど懸念があります。

特に受託業者が経営破綻による撤退や重大な契約違反によって契約解除が必要となった場合、どう事業を継続させるのか、大規模災害時に国交省ガイドラインで示されている従来と同等の対応を確保できるのか、自治体が最終責任をどのように負うのかなど、業務の一括長期契約によって自治体の技術力や経験の蓄積が失われる中、課題は尽きないと思われます。

そこで、知事に質問いたします。このような水の官民連携、ウオーターＰＰＰに対する課題認識と今後の検討における方向性をお聞きいたします。

県立高校の体育館におけるエアコンの設置について質問します。

昨日、この議会だけでも四人の質問があると述べられました。県議会の全会派が取り上げており、党派を超

えた共通の願いであるということを、ぜひ教育委員会と、そして県は受け止めてほしいと思います。特に高校での授業や生徒の活動に大きく影響していること、この酷暑の中、生徒の命に関わるレベルにまで来ている問題でもあり、最優先課題として取り組むことを改めて求めます。

私から教育長に二点お聞きします。一点目です。スポットクーラーの効果や課題をどのように把握されているでしょうか。実際には、体育館での授業の予定を変更せざるを得ない事例もあると聞いております。本来空いている体育館が使えない、施設の活用ができないことはもったいないことでもあり、高校での教育に関わる問題であると考えますが、授業へはどのような影響が出ているでしょうか。

二点目です。今年、県内での最高気温は美濃市であり、郡上市、多治見市、下呂市で四十度を超える気温が記録されました。中山間部だから大丈夫とか、飛騨圏域だから後回しで大丈夫ということはないのがこの数字からも明らかです。県内、昼間の暑さはどこでも変わらないため、地域に区別なく早急にエアコンの設置を進めるべきだと考えます。早期設置に向けてどのようなお考えでしょうか、伺います。

県立高校教員の自死事案における第三者調査結果の提言を受けた取組についてです。

令和四年四月の県立高校教員の自死事案について、先月九月十七日に御遺族が県を相手に提訴されました。御遺族は、この訴訟によって、教育委員会としての再発防止を徹底することも求めておられます。これは、令和五年三月の第三者による検討によって出された提言とも重なります。こうした事案を繰り返さないために、提言を受け止め、これまでの延長線でない取組を求め、質問いたします。

この事案は、長時間勤務、長期間の連続勤務、部活動指導の負担増により精神疾患を発症させるほどの強度の業務負荷があったとされ、公務災害として認定されました。岐阜県における教員の精神疾患での病気休職者

及び一か月以上の病気休暇取得者は、令和六年度二百二名とのことです。県では五年連続で増加しており、五年で約一・四倍に増えております。要因の一つである時間外在校等時間、これは勤務時間を超えて仕事をしている、いわゆる時間外勤務ですが、この時間外勤務について、県教育委員会では一か月四十五時間以内、特に月八十時間以上の教員をゼロにすることを目指すとされています。この視点で働き方改革に取り組んでいます。

しかし、岐阜県教職員組合が行ったアンケートによりますと、そもそも勤務時間を管理する出退勤管理システムに正確に入力していると答えた方は、回答者の七割にも届いていないようです。正確に入力していない理由については、四十五時間を超えた際の報告等に時間を取られたくないが最多です。それ以外には、勤務改善につながらないと思うとの意見も多く、長時間勤務で忙しい中のやむを得ない対応だということがうかがい知れます。また、中には退勤後の持ち帰り仕事もあると伺っています。

単に時間外勤務を減らす目標だけを教員や学校に迫ることは、早く仕事を終わっているように見せかけたり、仕事を持ち帰らざるを得ず、働き方改革は進みません。時間外勤務を減らすためには、時間だけでなく、勤務時間に合った業務量なのかという点も重要だと思います。業務量を減らすのはもちろんですが、減らすべきでない業務の場合は、一人当たりの業務を減らすために、教員やサポートを増やすといった業務量をどうするのかという観点での検証こそ必要だと感じます。また同時に、具体的にどの目標年度までにどれだけ減らしていくかといったロードマップを示す必要があるとも感じています。

そこで三点、教育長にお聞きします。一点目です。こうした事案を繰り返さないためにお聞きします。三年前の第三者調査結果の提言に対し、どのようにこれまで対応されてきたのでしょうか。

二点目です。時間外在校等時間、いわゆる時間外勤務の時間について正確に把握すべきではないでしょうか。

三点目です。いつまでにどうするかなど、時間外在校等時間を減らす具体的な目標設定が必要ではないでしょうか。

岐阜県観光連盟元職員の詐欺事件に係る調査についてです。

以下、この職員を元職員とさせていただきますので、よろしくお願いします。

県の観光ＰＲイベントをめぐる公金詐欺事件で、岐阜地裁は元職員に対し、懲役二年六か月、執行猶予四年の有罪判決を下しました。これは、一職員一人の問題だけで終わるものではありません。監査報告では、この元職員が県職員や観光連盟に対し、関係法令を逸脱する予算執行を要求し、県はそれに応える形で、年度をまたぐ契約の締結や、納品の事実がないにもかかわらず検査を行っていたなど、不適正な会計処理があったとされています。これは、県民の信頼を根底から大きく裏切る問題です。

なぜ一人の元職員がここまでの影響力を持ち、このような異常事態が続いたのか、改善がなぜされなかったのか。県は、公金横領の被害を認識したにもかかわらず、なぜ刑事告訴しなかったのかなど、これらにまつわる問題は多く、その背景まで明らかにすることを求めます。現在、県は内部調査を進めていると伺っていますが、県庁組織そのものの在り方が問われている問題です。第三者による調査を実施し、その結果を県民に明らかにすべきと考えます。

そこで、知事に二点お聞きします。現在進めている内部調査について、調査の進捗をお聞かせください。また、いつまでをめどに考えておられるのでしょうか。

二点目です。本年二月の監査委員の意見では、県及び観光連盟においては、その組織から独立した中立・公正な独自の第三者委員会を立ち上げ、客観的かつ信頼の高い調査を実施することを求めています。現在進めら

れている内部調査は、県が県自身を調査するものであり、監査委員の求めているものとは大きく異なります。
そこでお聞きします。すぐに第三者による調査を実施すべきではないでしょうか。調査の時期についてもお聞かせください。
以上、質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には二点の御質問をいただきました。
まず木曽川右岸流域下水道における水の官民連携、いわゆるウオーターＰＰＰの導入に係る課題と今後の検討についてお尋ねをいただきました。
一般的にウオーターＰＰＰの導入は、点検から修繕、更新計画案の作成まで民間に一括して委託することで、劣化箇所の迅速な修繕が可能となり、施設の長寿命化やコスト縮減につながると期待されております。また、点検や簡易な修繕などの定型的な業務の委託により、県の技術職員が大規模な更新工事や民間事業者に対するモニタリングなどの主要な業務に集中でき、効率的な人員配置が可能となります。以上の理由から、施設の老朽化と技術職員の不足という二つの課題を同時に解決する手段として、ウオーターＰＰＰは有効であると考えております。
他方、議員御指摘のとおり、ウオーターＰＰＰの導入に当たりましては、長期契約による職員の技術継承や事業者撤退による事業継続、災害時への対応などへの不安、あるいは事業の民営化につながるという懸念があることは承知しております。このため、現在県で導入を検討している内容ですが、事業の所有権や運営権を民

間に譲渡するのではなく、あくまで管路の日常的な維持管理業務のみを包括的に委託するのにとどまるものでございます。このため、職員の技術継承につきましては、委託後も県が責任主体として更新工事の管理・監督や発注業務を担い、加えて民間事業者に対するモニタリングを行うため、基礎的な知識や技術的な判断能力は、これまで同様、経験を通じて習得可能であると考えております。

また、受注者の経営悪化による事業撤退や破産した場合についても、事業引継ぎのための契約条項を設け、下水道サービスが途切れることのないよう万全の体制を確保してまいります。さらに、災害時や重大事故発生時には、対応方針の決定や関係機関との調整、復旧工事の実施などは、これまでと変わらず県が主体となって適切に対応してまいります。

この上で、ウオーターＰＰＰの導入について関係市町にヒアリングを実施したところ、岐阜市と各務原市から共同で検討を進めたいとの希望があり、県として両市と共に具体的な検討を進めているところでございます。対象施設は、処理場などの施設を除く管路のみとし、業務内容は、パトロールや点検、簡易な修繕及び点検結果に基づく更新の計画案の作成などを一括して委託する形としております。

なお、提出されました更新計画案については、最終的に県が責任を持って精査・確定することとしております。

こうした前提の下、本年六月に管路のみを対象とした業務に対する参画意欲の有無について第一回市場調査を行い、その結果、複数の民間事業者から参画意欲を確認したところでございます。今後、引き続き両市と連携しつつ、詳細な業務仕様の設定や概算事業費の算出を行い、その結果をもって第二回市場調査を実施し、民間事業者の参画意欲等を改めて確認した上で、令和八年度中を目途にウオーターＰＰＰの導入の可否を判断し

てまいります。今後も将来にわたり、木曽川右岸流域下水道における安全で安定的なサービスの提供に取り組んでまいります。

次に、岐阜県観光連盟元職員の詐欺事件に係る調査として、内部調査の進捗状況と調査期限、そして第三者の調査の実施についてお答えをいたします。これらは関連しますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

本事案につきましては、本年三月の第一回定例会におきまして、本事案への対応として三つの観点から調査を実施し、全容を明らかにする旨お答えをいたしました。

一つ目は、元職員がどのような経緯で岐阜県に関わりを持つようになり、なぜ県行政に強い影響力を持てるようになったのかということ。二つ目は、県はなぜ元職員を特別扱いし、その異常とも言える行動を許容してきたのか。三つ目は、なぜ県の内部統制が機能せず、早い段階で不適正な取扱いを正すことができなかったのかと。これら三つの点を含め、元職員の不正事案の全容を明らかにするため、昨年度に引き続き、弁護士の助言もいただきながら、知事公室内の調査チームによる調査を行ってきたところでございます。

具体的には、ＯＢを含めた関係部局の県職員、特別職、関係団体職員のほか、元職員と業務上関係のあった事業者、さらには物品の配送伝票の宛先や出張の目的地として記載のあった方など、延べ三百名に対し、累計百三十五時間分のヒアリング等を実施いたしました。また、元職員が最初に県に採用された平成十五年度以降、県や関係団体に保存されていた書類のうち、元職員の雇用や元職員が関わった会計資料等についても幅広く確認してきたところでございます。

こうした調査により、元職員の県による雇用の経緯、その後の幹部職員との関わりや知事との関係性などに

ついてはほぼ確認できております。また、元職員の異常な行動を助長する要因となった知事や副知事といった特別職と県職員との関係性から生じた風通しの悪い組織風土についても明らかになってまいりました。

現在は、元職員が行った不適正な行動が刑事事件にまでエスカレートする前に、なぜチェック機能が働かなかったのかという点について検証を進めております。

一方で、調査の結果、今回の刑事事件になった事案とは別に、元職員からの要求で購入していた飛騨牛などの高価な商品がどのように扱われたかが不明であること、多額の経費が支出されていた出張や宿泊の実態が不明であることなど、新たな問題も明らかになってまいりました。今後、こうした点も含めて報告書を取りまとめ、外部の弁護士にも内容を検証していただき、その意見を付して、年内を目途に公表したいと考えております。

議員御指摘の第三者委員会による調査につきましては、外部の弁護士による報告書の内容の検証を踏まえるとともに、今後の調査の進展や新たな事案の判明状況等を勘案し、その必要性を検討してまいります。

○議長（松岡正人君）　環境エネルギー生活部長　田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長　田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君）　クビアカツヤカミキリの対策についてお答えします。

クビアカツヤカミキリについては、八月に県全域で一斉調査を行った結果、池田町で成虫一個体、輪之内町、岐阜市で幼虫の寄生の疑いを示すフラスが確認されました。その後、九月に安八町、大垣市でフラスが確認され、さらに先日、岐阜市では幼虫が確認された旨の発表がされたところです。県としては、被害拡大防止に向けて強い危機感を持って対策を講じてまいります。

まずクビアカツヤカミキリの幼虫は、例年十月までフラスを排出するため、発見した場合は、引き続き市町村や県事務所へ連絡いただくよう改めて周知を徹底いたします。その上で、速やかに県が現地調査を実施して詳細な被害把握を行い、成虫が活動を始める初夏までに対処できるよう、伐採や薬剤注入などの駆除方法の研修会開催を通じて支援するとともに、要請に応じて駆除対策の専門家を派遣してまいります。

議員御指摘の補正予算については、本年七月に設置された国の対策本部の動向や県内での被害状況を踏まえて対応を検討してまいります。

○議長（松岡正人君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　私には、災害時の避難に関する課題と今後の対応について二点御質問をいただきました。

初めに、避難所の環境改善と備蓄に向けた取組についてお答えいたします。

昨年四月に国が運用を開始した新たな物資システムは、食料や飲料水のほか、携帯トイレや段ボールベッドなど全五十五品目の物資について、各市町村における備蓄数量を把握するものです。本システムにより、県として全市町村における備蓄数量をリアルタイムに把握できる状態となっています。一方、災害時に必要となる各物資の数量は、市町村や災害の規模によって異なります。本年度、県では、各市町村で想定される最大規模の災害を基に、必要となる物資の数量を算出することとしており、これとシステムで把握した数量を比較することにより、各物資の充足度を把握できるようになります。

その結果を踏まえ、備蓄が不足する品目がある市町村に対しては、国の交付金の活用も念頭に入れつつ、さ

らなる備蓄を促してまいります。実際に大規模災害が発生した際は、こうした取組に加え、他の自治体からの支援や協定に基づく調達など、県が広域的な調整を行うことで必要な物資を確保できるようにしてまいります。

続いて、分散避難に関する課題認識と今後の対応についてお答えします。

分散避難システムは、避難者自らが避難場所などの情報を登録し、その情報を市町村職員が活用する仕組みであることから、県民や市町村職員によるシステムの理解度を高めることが重要です。そのため、県では、昨年度システムに追加した訓練機能を使い、県総合防災訓練の場などを活用して市町村職員に対する訓練を実施いたしました。今後もこうした訓練や操作研修を継続して行い、市町村職員のさらなる習熟度の向上を図ってまいります。

一方で、県民に対しては、これまでシステムを紹介するチラシを作成し、市町村を通じた配布などの普及活動を行ってまいりましたが、いまだ県民への浸透が十分ではありません。そのため、例えば市町村が各世帯へ配付する広報紙への掲載など、全ての県民に確実に周知ができる方法を検討してまいります。さらに、住民も参加する防災訓練にこのシステムの操作体験を導入するなど、より多くの県民が理解し、利用できるよう取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　福祉避難所の開設における課題と県の取組についてお尋ねがございました。

県が毎年市町村に実施している福祉避難所の実態調査では、開設の経験不足、人員や資機材不足が課題に上げられております。このため、市町村等の担当職員を対象に、福祉避難所に関する知識定着を目的とした研修

会の開催や市町村の防災訓練への災害派遣福祉チームＤＷＡＴの派遣など、関係職員の能力向上や訓練実施に係る負担軽減を図っております。また、市町村の資機材整備を推進するため、内閣府が定める福祉避難所の確保・運営ガイドラインに示される消耗品を含めた資機材の整備に対する補助制度を令和七年度から設けております。

こうした中、依然として市町村間で有事を見据えた福祉避難所の体制整備に差があると認識しております。そこで、今年度各市町村に出向き、施設との協定の再確認や補助制度の活用を促すほか、先ほど申し上げたＤＷＡＴを派遣する訓練の際に、まずは参加を呼びかけることで福祉避難所への理解を深め、対応力の向上を図れるよう支援してまいります。

○議長（松岡正人君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　まず最初に、県立高校の体育館におけるエアコンの設置について、暑さ対策の現状と事業への影響について、さらに早期設置に向けた見解について、二点御質問いただきましたが、一括してお答えをいたします。

近年厳しい暑さが続いており、学校現場においても熱中症のリスクが高まっております。実際に、県内の過去三十年間における七月の平均最高気温の推移を見ましても、令和三年以降は、これまで比較的涼しいとされてきた飛騨地域を含め県内全域で三十度以上を記録しております。このような状況を踏まえ、昨年度、全ての県立高校の体育館に暫定的にスポットクーラーを設置したところです。

学校からは、生徒が一時的に体を冷やす上で効果があり、熱中症予防につながったといった声が寄せられる

一方、課題としては、一度に効果を得られる人数が限られている。生徒がスポットクーラーに衝突しないよう、設置場所への配慮が必要であるといった意見も上げられたところです。こうした課題を踏まえ、学校では、スポットクーラーの冷却効果を高めるために、冷気を扇風機で循環させるなど工夫を凝らしながら有効活用を図っているところです。

次に、授業への影響については、昨日も答弁申し上げたとおり、暑さ指数の基準を超えた場合には、原則体育の授業等は中止とし、その他の教育活動全般についても、その内容の変更や中止を検討することとしており、実際に基準を超えて授業等の変更や中止をした回数は、昨年度が八十一回、本年度は八月末時点で六十九回となっております。また、体育館での活動中に熱中症で救急搬送された生徒数は、昨年度が九人、本年度も八月末時点で七人となっております。今後、酷暑による教育現場への影響も踏まえ、昨日も申し上げたとおり、早期に学校の体育館の空調整備に向けた方針を検討してまいります。

次に、県立高校教員の自死事案における第三者調査結果の提言を受けた取組についてお答えをします。

答弁に先立ちまして、職務に励んでこられた教員が自らの命を絶たれたことについて、改めて御本人とその御遺族の方々に深く哀悼の意を表します。

では、一つ目、これまでの対応についてお答えをします。

県教育委員会では、令和五年に第三者による岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会からの提言を踏まえ、高ストレス者への対応改善のため、ストレスチェックにより医師面接指導を受けた全職員を県教育委員会の保健師がフォローする体制の構築や、学校現場における高ストレス者の不安解消に資する体制整備の徹底を図っております。また、このことで部活動の月間計画の様式を改正し、複数いる顧問の誰がいつ指導に当たっ

ているのかを明確にしたことは、同じ部活動における顧問間の負担の偏り解消につながっております。

さらに、私自身がトップとなる人事管理対策会議において、毎月、学校あるいは個人単位で時間外在校等時間の状況を把握し、当該時間が多い教職員については、具体的な業務内容や理由などを確認した上で、必要に応じて校内の人事配置での対応を学校長に促すほか、人事異動の際にも考慮しております。今後も、時間外在校等時間の削減や高ストレス者へのきめ細かな対応に取り組んでまいります。

次に、時間外在校等時間の正確な把握についてお答えをします。

部活動の指導時間を含む時間外在校等時間の把握に当たっては、平成三十年度から導入した出退勤管理システムを通じて行っております。このシステムは、教職員が日常的に使用する校務用パソコンだけでなく、スマートフォンからもアクセスすることが可能であり、特に部活動など学校外で活動する場合にも、出退勤の時刻をその場で常時入力することができるようになっております。

しかしながら、教職員の様々な思いや個々の事情から、勤務の実態と異なる出退勤時刻の入力がなされている事例があると認識しております。このため、放課後の業務や土・日の部活動などを含め、勤務実態と乖離した入力が見られる場合には、管理職から当該教職員に対して、個別に勤務の状況や心身の状態なども確認しながら、出退勤時刻の正確な入力を促してまいります。

勤務時間を正しく記録することが教職員の健康管理や必要な支援につながるものと考えており、全ての教職員にその理解が深まるよう引き続き努めてまいります。

次に、時間外在校等時間を減らす具体的な目標設定についてお答えをします。

県教育委員会では、これまで教職員の働き方改革プランに基づき、様々な取組を進めており、例えば時間外

在校等時間の要因の多くを占める部活動について、部活動数の削減に取り組んだ結果、令和元年の千三百六十三から七年度には千百七十へと約二百減少しました。これにより、一部活動当たりの顧問数が増え、時間外在校等時間の削減にも効果が出ております。

一方、プランでは、全ての教職員に一律同じ目標を設定していますが、教職員にとっては、クラス担任の有無や、どの部活動の顧問になるかなど、置かれた状況は様々です。こうした中、少数の管理職が多くの教職員をマネジメントする鍋蓋組織とも言われる学校特有の組織において、時間外在校等時間を一層削減するためには、教職員一人一人が自らの現状に応じて削減計画や目標を定め、それを教職員相互で支えつつ、各自の目標達成を目指していくことが重要だと考えております。こうすることで、一日も早いプランの目標達成につながるものと考えております。

○議長（松岡正人君）　十二番　中川裕子君。

〔十二番　中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君）　三点再度質問をしたいと思いますが、その前に、もう一度このクビアカツヤカミキリの写真を御覧ください。（資料を示す）

先ほどの質問で、私はこれを二ミリというふうにお話ししましたが、正確には二十二ミリから三十八ミリ、二、三センチ、四センチ弱ぐらいの大きさのものでございます。かなり大きいものですので、よろしくお願いします。訂正させていただきます。

これを受けて、再度クビアカツヤカミキリについて、環境エネルギー生活部長に質問をさせていただきます。先ほどの答弁で、初夏までに対処するということでした。せっかく今県で研修などをやっていただいており

ますし、今後は、発見された市町村ごとに防除や伐採の対応をしていくだけでなく、面での対策というのが必要になってくると思います。特にこの虫は、人や物の移動に合わせて分布が拡大しています。ですので、東海環状や東海北陸道、観光地などにおいて、今成虫が見つかっていない地域でも面で調査を集中的に進めてほしいと考えております。

私が質問で補正予算に触れたのは、成虫がいない今の時期に、専門家の方や、また様々な方の力を借りて、梅や桃や桜、これらの根や幹にフラスが残っていないか集中的に確認することで、被害木を初夏になる前に事前に見つけて対策を取る必要があると思っているので、補正予算でも対応してもらいたいというふうに申し上げました。特に年明けには梅が咲き始め、その後は桜が咲きます。被害木を見つける機会も増えていきます。こうした取組をぜひ進めていただきたいとの思いで、再度質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

続きまして、知事にウオーターＰＰＰの導入に係る課題と今後の検討について再度質問をさせていただきます。

今の御答弁で、老朽化、それから技術職員不足に有効だということでしたが、一方で、これは私は課題でもあるというふうに認識をしておりますので、その課題認識について再度伺います。

モニタリングなど主要な業務にむしろ集中できるということでしたが、維持補修や管理、さらには更新計画の策定を十年経験していない、そういう組織で十分なモニタリング体制をつくれるんでしょうか。今大変問題になっているのは、下水管の老朽化による事故です。記憶に新しいところでは、八潮市で下水管の修繕管理が不十分なために道路が陥没し、ドライバーの方の命が奪われました。このような下水管路に起因する道路陥没は、小規模なものも含め、当時の統計で、二〇〇二年の統計だったと思いますが、全国で二千六百件以上こう

いったことが起きているということです。さらに、こうした事故は今増加傾向なんです。

今問題にするべきなのは、これは自治体が管理しているから原因になっているわけではなく、維持管理に対してもっと強化する必要があるということです。こういう課題がたくさんある中で、ウオーターＰＰＰの導入というのが果たして有効なのか。むしろこうした事故防止のための維持管理の強化をしないといけない、災害対応をどうするかという観点で検討すべきではないかと思います。まだ導入について可否を判断していないということなので、この課題認識について伺います。よろしくお願いします。

続いて、観光連盟の件で、第三者による調査の実施について再度知事に伺います。

答弁では、内部調査について年内をめどに公表するということでした。その後については、外部の有識者でこの報告についてチェック、調査、検証するということでしたが、第三者調査については、必要性はこれから検討するということでした。報告を第三者がチェックするということと、第三者による調査というのは全く別物だと思います。

例えば、調査を行う主体が県なのか、第三者なのか、これによって聞き取りの対象の決定であったり、情報の取捨選択であったりとか、それから調査の方向性、もっというと報告書の文言や書き方に修正の指示をするのは誰なのか、こういったものを県が主導してつくるのか、それとも県組織から独立した第三者の調査チームが行うのかでは、客観性、公平性には全く違う、大きな違いがあるというふうに思います。ですので、区別して今回は質問をさせていただきました。

県の意思決定、そして業務、県の姿勢が調査対象になっているのに、県自身が調査をして、ここが問題でしたとか全容解明できましたと言われても、県民というのは納得できるでしょうか。また、それを受けて、県の

職員は新しい組織づくりにしっかりと前向きに取り組めるでしょうか。そういった問題がとても出てくると思います。ですので、監査委員は独立した組織で、第三者で調査をするということです。内部調査について否定するものではありませんが、それとは別で、第三者調査、これは立ち上げるべきではないでしょうか。その点についてお聞かせください。以上です。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　御質問ありがとうございました。

私には二点御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思いますが、まずウオーターＰＰＰによる老朽化への対応の効果、可否ですけれども、実際に議員御指摘いただいたとおり、いろんなところで老朽化が進み、特に今回対象とします管路の部分というのが非常に重要になってきます。

御案内のとおり、職員がやれば大丈夫で民間だったら駄目かということは多分逆で、職員の場合は、いろんな仕事をやる者が見に行くのに対して、民間委託することによって常に継続モニタリングができる、調査ができて、まず今回の場合はデータ、継続的なチェック、それから簡易補修に伴う結果を今度は県のほうに提供していただいて、それをモニタリングする形になります。ですから、あくまで職員自体が見なければ分からないことというのは多分ないので、それよりもむしろ継続的にやることのほうが価値があるというふうに思っております。

ただ、これは実際やってみないと分からないので、今のところ、これまでの得られた知見からすると、むしろ専門業者がずっとそれを継続するほうが、得られる情報、見つけられるもの、そして対応が迅速であるとい

うことにおいて、我々はこの部分だけでもまず委託しようということになります。したがって、職員かどうかということからすると、我々はむしろこれを進めた上で検討したいというふうに思っております。

次に、第三者調査でございますけれども、今御報告させていただいたように、これまで行った作業は極めて膨大な作業になります。したがって、御指摘のとおり、第三者委員会をつくるのであれば、第三者がやらなければ分からない情報が何なのかというところが焦点になると思いますし、逆に第三者委員会に丸投げしても、恐らく採用されてからこれまでの情報を彼らが探すことは多分できないと思いますので、恐らくこれは内部でなければできない作業をした上で、その結果を見ていただいて、さらにやはり客観的にはこれで不十分であると、やはり内部ではない情報が要るんだということであれば、御指摘のとおり第三者委員会をつくって対応するということが必要かと思いますが、いずれにしても今、報告書を最終段階で取りまとめておりますので、それを弁護士に相談した上で鋭意決定したいと思っております。

○議長（松岡正人君）　環境エネルギー生活部長　田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長　田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君）　クビアカツヤカミキリにつきまして、面的な対応が必要なのではないかという御質問をいただきましたが、先ほど答弁させていただいた調査、報告等の呼びかけは、もちろん全県、全市町村を対象に様々な機会を通じてお願いをしているものでございます。また、こちらは補正予算の有無には関係なく、引き続き続けてまいりたいと思っています。

実際に報告も、先ほど答弁させていただきましたとおり、八月の一斉調査後に、九月に入りましても安八町、大垣市から新しく報告が来たところでありまして、こうした取組はこれからも続けてまいりたいと思っており

ます。

また、さらに面的な対応ができるかどうかにつきましても、国の対策本部が設置されまして、こちらで何かしらこの後、新しい対策、あるいは予算的なものが出てくるのではないかということを期待しておりますので、それを踏まえてまた検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松岡正人君）　十二番　中川裕子君。

〔十二番　中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君）　二点、再度伺います。

まず初めに、ウオーターＰＰＰの導入に係る課題と検討について、知事に再々質問をさせていただきます。今のお話ですと、県の職員より民間の専門業者のほうが判断のレベルが高いというように聞こえるんですけれども、それについて判断するのは県なわけですね、モニタリングをするわけですから。なので、今のはちょっと非常に私としては理解に苦しみます。

問題なのは、この間発生している事故などに対して、適切に管理するにはどういう方法がいいのか、または企業が撤退したときでも、今の公共サービスをちゃんと維持するための県の力量をどうやって維持していくか、これについて議論をして、可否について判断するというのが本来だというふうに感じます。その点について再度伺います。

そして、観光連盟について、第三者調査の実施について再度伺います。

私自身、二月に出された監査委員の報告を読んで思ったことは、とんでもないことが起きているという怒りとともに、理不尽な言動であったり、それから納得できないであろう不適正な会計処理、こういうことを行わ

れてきた職場環境というのは、果たして多くのやる気のある職員を苦しめてきたんではないか、さらにやる気をそいできたんではないだろうかということです。組織を疲弊させてきた責任までしっかりと追及するには、客観的な立場で調査をして、それを県民に明らかにするということをしないと私は不可能ではないかというふうに思います。大事なのは、県民や職員が納得できるようにするかということです。

そこで伺います。今のお話ですと、第三者調査の実施についてやるかやらないか、そのときにもっと分からないことがあるということであればやるということでしたが、やるかやらないかの判断基準というのは何になるんでしょうか。第三者調査の実施について伺いたいと思います。例えば、知事が全容解明できたら内部調査で終わるということなのか。内部調査というのは、どこまでいっても内部で調査をする、県が県自身を調査するというもので、全くこれは別物だというふうに感じます。客観性、公平性に欠けるので、その点について、実施についての判断は、むしろやるという方向ではないかと思うんですが、その点について再度伺います。よろしくお願いします。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　再度の御質問ありがとうございました。

一点誤解があるので修正させていただきたいんですが、私は民間に頼んだことによって、データの収集とか実態の把握にアドバンテージがあると言ったのであって、判断を任せるとは言っておりません。なので、民間に任せたほうが、恐らく彼らが使う検査機器その他が、県で買うものよりも進んでいる可能性もあります。これは委託する業者にもよりますけれども、彼らはそれをプロとして情報を把握するわけですので、そこを県職

員がやるよりも、よりいい情報が取れるであろうことを期待して民間委託するのであって、その結果としてどういう判断をするかはあくまで県の判断になりますので、そこは訂正させていただければと思います。

そして、観光連盟のほうですけれども、この報告書について弁護士の方に、もう既に調査の段階で、弁護士会を通じないと取れない情報、これも含めて既にお願いをしております。特に宿泊先の情報等、県では取れない情報もお願いしております。その上で、まだ報告書がまとまっておりませんけれども、それを弁護士の方に見ていただいた上で、やはり先ほど御指摘のあった責任の所在、そうしたものを含めて組織の課題について御意見をいただこうと思っております。その意見を付して今回報告書を提出したいと思っておりますし、その上で弁護士の方から、さらにこれが必要かどうか、私が判断するというよりは、そういった専門家の方から見て、この客観性についての御意見をいただいた上で判断してまいりたいと思っております。

＋＋＋

○副議長（長屋光征君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

＋＋＋

ととなってしまいます。これは単なる環境問題ではなくて、憲法第二十五条が保障する生存権を根本から脅かす問題となってしまいます。破滅的かつ不可逆的なリスクであります。

しかも、その守られなければならない期間というものを考えてみますと、ここに実際に人が住んでいるわけですから、いわゆるこの産廃処分場の運営期間だけではなく、さらにその法律的な廃止までの期間でもなく、さらに超長期の、ここに人が住んでいる限り、その水は守られなければならないというふうになります。また、埋立て完了後も、超長期にわたってその影響は続くというふうにも言われております。汚染が起きてから改善命令を出す、それでも遅いと言わざるを得ません。

さらに重大なのは、昨年秋まで事業者は、実際にここで地下水を取って飲み水にしているという事実を知りませんでした。ということは、そもそもそれまでに立てられた計画というものが、飲料水、その地下水に対する飲料水、それに対する配慮を欠いたものなのではないかという疑念さえ生じるものであります。

また、県としても、今回の要望によって、代替水源のない地下水依存地域が存在するという厳然たる事実を正式に認識された以上、従来の標準的な事務手続で処理することは、断じて許されないというふうに思っております。

過去の判例を見ても、自治体には重大な危害が予測される場合、総合的安全性の観点から、許可を拒否する高度の政策的裁量というものが認められていると言えます。

このようなことは、当然のことながら県も御存じかと思いますが、まさか書類がそろっていれば許可を出すという単純な考えではないと信じておりますが、もしそうであるとするならば、あまりにも生存権を軽く見ていると言わざるを得ません。

廃棄物処理法は、最低限の基準を定めたものにすぎず、地方自治法及び憲法に基づく住民の生命・財産を守る公的義務、つまり公害防止・安全配慮義務を超えるものでは決してありません。

そこで、知事にお尋ねします。下流側地域住民の命を支える地下水がある場合、その絶対的安全を永続的に守ることができる産廃施設を造ることは本当に可能なのでしょうか。加えて、県は、申請書類の形式的整備と住民の命と生存権、つまり絶対的安全のどちらを最優先して許可・不許可を判断されるのか、お答え願います。

二点目として、代替水源のない飲料地下水が汚染されることによる生存権の侵害リスクを知事はどのように認識しておられるのか、お答えください。

三点目として、産廃施設計画地直下流の地域住民から、このような要望書が提出されたことを受けて、水源地への影響の予測評価を本件審査における絶対的な最重要判断項目として扱う考えがあるかどうか、お答えください。

皆様には、配付させていただいた資料を御覧いただきたいと思います。

さて、廃棄物の処理の指針とされる全国都市清掃会議の廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領においても、住居が五百メートル以内にある場合や、放流先河川を水産業に使用している場合は、施設設置候補地として適正度が低いとされております。

これは、現代の土木・廃棄物工学における基本的な設計思想は、人工構造物である以上、どれほど強固な対策を施しても、自然災害や経年劣化、施工・人的ミスによる破綻リスクをゼロにすることは不可能であるという前提に立っているからであります。

つまり、汚染物の流出危険性をゼロにする絶対的安全は不可能であるからこそ、多重防護や立地選定でのリ

スク回避が求められているのであります。もう一度言います。絶対的安全、それは不可能であるから立地選定が非常に重要だということであります。

しかし、本計画地の下流には、先ほど適正度が低いとされた水産業をはるかに超える住民の生存そのものを支える唯一の取水地が存在しております。これは、河川の直接利用ではありませんが、当然のことながら、河川が汚染されたら地下水も汚染されるだろうということが予測されるわけですから、重大リスクとして考えなければなりません。このような生存権の侵害に直結するリスクがある立地というのは、流出リスクをゼロにできない設計思想の施設については、立地適正を根底から欠いているのではないかとも考えられます。

そこで、環境エネルギー生活部長にお尋ねします。岐阜県は、汚染物の流出リスクを永久にゼロにする絶対的安全な産廃処分場は、建設不可能であるという認識でよいのでしょうか。それとも、本県は永久に絶対的安全な施設を造ることも可能だという何らかの根拠をお持ちなのか、明確にお答え願います。

さらに、具体的な技術的問題について伺います。

環境エネルギー生活部長にお尋ねします。予定地である荘川町六厩は冬季には猛烈な極寒地となり、土の中の水分が凍結・融解を繰り返すことによる不等沈下等によって地盤が著しく変形する地域であります。このような苛酷な環境下において、数キロメートルにも及ぶ遮水シートの現場溶着部を、地盤が変化しても漏水しない完全施工を行うことは可能なのでしょうか。

このポイント二点目として、極寒地において、遮水シートの溶着部が数十年ひび割れせず、漏水しないことを実証する基準はないはずであります。数十年間亀裂・漏水を起こさないことをどのような客観的・科学的エビデンスをもって確認されるのでしょうか。

三点目として、仮に冬季、漏水が確認された場合、数メートルの積雪、深い積雪を排除し、さらに凍結した廃棄物を掘り起こして、さらにはその氷点下の環境下で遮水シートを完全に再溶着・修復する緊急修復マニュアルは申請書類の中にあるのでしょうか。ないのであれば、そのような即応体制が現実的に可能なのでしょうか。ましてや、漏水検知システムもない状態であるとすれば、冬季に緊急安全対策を行うことは不可能であると言えます。

四点目として、不可能な施工と不可能な緊急対応を前提とした計画を安全と呼ぶことはできないと考えますが、これについて御見解をお答え願います。

次は、地震リスクについてであります。

計画地から僅か千メートル強というところには、Ｓランクの牧ヶ洞断層が存在をしております。直下型地震が発生した場合、集排水管や堰堤の損壊、遮水シートの破れなど遮水機能の破綻、漏水の危険性は決して低くありません。シートが一重では漏水の危険性があるとして、二重化、多層化しようとすれば、傾斜地においてはシート間の摩擦係数が低下するなどジレンマに陥ってしまいます。

そこで、環境エネルギー生活部長、一重シートプラスモルタル構造のまま、Ｓランク活断層の近傍に処分場を設置することの危険性をどのように認識しておられるのか、お答えを願います。

このポイント二点目として、傾斜地で多重シート化することの崩壊リスクについて、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

次は、豪雨災害のリスクの増加についてであります。

昨今、豪雨災害が増加していること、これは誰もが御存じのことと思います。

過去二〇〇三年に発生した谷埋め型処分場崩壊・地滑り事故や、近年の豪雨による汚水溢水事故は、いずれも当時の最新技術や基準にのっとって設計されたにもかかわらず、想定外の自然の複合リスクによって破綻した事例であります。

近年、特にここ十年の気候変動、豪雨災害は明らかに激甚化しておりますし、今後さらに激甚化するだろうということは誰もが予想しております。さて、この議場の中に、今年どこで豪雨災害が発生したのか、正確に全て言える方はおられないと思いますが、それほど豪雨災害というのは増えています。

計画地周辺では、過去に七十二時間雨量六百十二・五ミリ、近隣地域では四日間で千ミリを超える猛烈な豪雨が観測されております。

先ほど述べましたように、直下流の地域に住まわれる方の安全を考えますと、十年先とか二十年先を予測すればよいということではなくて、もっともっと先までこの降雨の状況を予測する必要が出てまいります。

しかしながら、過去の統計や基準に基づいて安全率を設定した平均的な雨量で調整池や処理施設を設計した場合、近年の線状降水帯等による連続降雨の前には、現代の土木技術の予測値などは容易に凌駕されると考えますが、それでも汚水が場外へあふれ出すとか、処理能力を超過することはないと言えるのでしょうか。

また、背後の集水域から流れ込む泥水や、急傾斜地からの地滑り土砂が雨水排水路を塞いだ瞬間に、設計上の安全性を確保した計算が全て崩壊してしまう危険性も排除できないと考えますが、そのような危険性もないのでしょうか。

荘川で開催された説明会では、雨量が想定を超えた場合には、処分場内に浸透させるとの説明があったと記憶しておりますが、それだと崩壊の危険性はさらに高まり、下流側別荘地を直撃する危険性も高くなるという

ふうに思われます。

そこで、環境エネルギー生活部長にお尋ねしますが、激甚化する気象変動を考えれば、過去の平均データに基づいた書類上の計算が整っていたら、永久に地下水は汚染されないと断定できるのでしょうか。言い切れないとすれば、その理由とともに明確に御答弁ください。

最後にもう一点、本件は単なる一事業者の申請手続の問題ではありません。代替水源のない住民の命の水を守れるのかどうかという県行政の姿勢そのものが問われております。守れるのかどうかではなくて、県が守るのかどうかですよね。

これまでの判例からも、行政庁が処分場の設置許可を判断する際、周辺住民の生活環境や生命、身体への被害リスクを科学的に考慮せず、形式的な書類審査のみで許可を出した場合、事故発生時には県及び知事自身が国家賠償法の重大な過失・不法行為責任を問われることになりかねないのではないかとも考えます。

それは、下流側の地下水利用の事実を知りながらも、絶対的安全が保障されない計画に許可を出せば、予見可能性があったことは明確であります。予見されたはずの事故によって住民の飲料水と生存権が脅かされた場合は、県はその法的責任、損害賠償責任を負うつもりはあるのでしょうか。

最後も環境エネルギー生活部長にお尋ねしますが、行政裁量として、住民の生存権を守るためなら、不許可判断もいとわないという態度を示すことこそ県の責務であると考えますが、このことについて御見解をお答えください。

繰り返しますが、今回の質問は、直下流地域に住まわれる方の飲み水、命の水を、また生存権を守ることができるかどうか、守るかどうかという質問であります。直接の被害を受ける危険性がある方の安心度が高まる

答弁を期待しております。

次に、昨今頻発・激甚化する水害への備え、特に浸水家屋の適切な保全対策について質問させていただきます。（資料を示す）

今年の夏も全国各地で深刻な豪雨災害が発生し、今週も毎日のように台風二十五号の被災地、あるいは印旛沼決壊によって被災した被災自治体からの支援の要請、電話をいただいております。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げるものであります。

毎年のように被害が拡大する中、いかに迅速に、そしていかに適切に被災された方の生命、そして生活や財産を守るかが問われております。

私自身も、ＮＰＯ活動として、千葉豪雨の翌日から千葉県内十一市町、北陸、さらには三重県に対して、合計二千五百台ほどの送風機、サーキュレーターをお届けして、浸水家屋の復旧支援を続けております。

数多くの被災現場を回る中で、今後岐阜県が大規模水害に見舞われた際に、行政として直ちに改善・強化すべき重大な課題が浮き彫りとなってきました。

それは、浸水被害を受けた家屋の保全・復旧においては、乾燥こそが重要だという知識が自治体や県民に浸透しておらず、行政の防災計画や支援体制にも、具体的に浸水家屋の乾燥をどう進めるのかという視点が抜け落ちている点であります。この課題は、住民の財産と、そして健康を守るということに直結するものであります。

かつて水害対応といえば、石灰をまいたらいいんじゃないかということで、今でも水害が起こると石灰だ、石灰だと言われる方がありますが、実は石灰によって失明事故が起きたりということがありましたので、今は

標準対応とはなっておりません。

また、以前は災害ボランティアセンターを立ち上げれば、もうボランティアが山ほど来るんだという時代がありました。しかし、残念ながら昨今は、あちらでもこちらでも災害が起きているために、ボランティアも集まりにくくなってきております。つまり、直後の対応が非常に困難な状態になってきております。

このように、災害支援の環境は時代とともに変化しているため、今の時代に合ったものへとアップデートしていかなければなりません。

ボランティアが集まりにくい、つまり支援の手が集まりにくいという状況の中で、浸水家屋保全をどう適切に進めるのか、その最新でしかも最重要な課題というのが、当たり前と思われるかもしれませんが、浸水家屋の初期段階における乾燥であります。

危機管理部も、そしてボランティアを担当する健康福祉部も、乾燥の重要性自体は認識されているようですが、問題は誰がいつ機材を手配し、どのように進めるのかという具体的な施策・マニュアルがないという部分に課題が残っております。

事実今、千葉県においてもこれをどう進めるのか、各自治体が手探り状態で進めているというのが現実であります。そのため、危機管理部や健康福祉部の防災訓練では、浸水家屋の乾燥をどのように進めるのかが取り上げられたことはありません。

乾燥処理が適切に行われないとどうなるか。たとえ床上数十センチであっても、その壁からカビの菌がどんどんどんどん上へ上がっていって、数か月後、特に暖房を使うような時期になるとカビがどんと広がってまいります。そのカビや、あるいは臭いの広がり、悪臭によって住めなくなった、大規模な改修を行わなければな

らなくなったという家をこれまでたくさん目にしてまいりました。

逆に言えば、乾燥さえしっかりしていれば、ボランティアの手配や消毒、業者の改修が多少遅れたとしても、被害の最悪な拡大は確実に防ぐことができます。

今年の夏の事例でいいますと、例えば富山県氷見市とか、あるいは石川県、トップとか自治体が乾燥の重要性を認識していた。それで、しっかりとそのことを社会福祉協議会であるとか、あるいは地元の市町村であるとかに伝えて対応した。それによって、迅速な対応が可能になったというケースがある反面、そういった対応ができなかったところも多く見受けられました。

今までのケースで考えますと、やはり迅速な対応ができなかったお宅では、その後の修復費用、数百万とか数千万と非常に多くの費用がかかっております。金銭的な、そしてまた精神的負担にも明確な差が生じているというのが実態であります。

昨年、大きな浸水被害を受けた三重県四日市市や、本年だけで二度目の被災となった千葉県では、各自治体が主となって乾燥対応を積極的に進めておられますが、二度目の被災だからできるということではなくて、ぜひ岐阜県では、今後、最初の災害で対応ができるということを目指していただきたいというふうに思っております。

浸水被害が発生したとき、浸水家屋の乾燥が重要だから、被災した人は自力で乾燥をしてねという対応では駄目だと思っております。今後、岐阜県で大規模浸水が発生した際、被災者や市町村が直ちに初期対応へ動けるよう、県として実践的な知見に基づいた準備と、サポート体制の確立を進めなければならないと考えております。

そこで、危機管理部長にお尋ねします。一点目として、被災者の被害拡大を防ぎ、迅速な生活再建と地域衛生の保持を図るため、自治体が講じるべき支援手順及び被災者が直ちに行うべき応急・乾燥処置を分かりやすくまとめたガイドラインや、発災時に即座にダウンロードして活用できるマニュアルを県として作成・周知すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二点目として、被災自治体が速やかに乾燥用機材を確保し、被災された方に提供できるよう、県としての調達体制の整備や提供に至るまでの支援スキーム、どのように準備していくお考えか、具体策をお聞かせください。

以上で私の質問を終わらせていただきますが、前向きな答弁を期待して終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、高山市内の産業廃棄物最終処分場設置許可審査に関し、まずは、地下水の安全性が永続的に確保された処分場建設の可否と安全性の判断、生存権の侵害リスクに対する認識、審査における水源地への影響の予測評価の扱いの三点について御質問ありましたが、これは関連しますので一括して答弁をさせていただきます。

一昨日の布俣議員からの質問への答弁でも申し上げましたとおり、産業廃棄物最終処分場は社会にとって必要不可欠な施設でございます。しかしながら、その一方で、近隣の住民をはじめとして、多くの方々が施設の

安全性等に不安を感じておられることは十分理解できるところでございます。こうした不安に寄り添うべく、岐阜県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と透明性の確保を図ることなどを目的とした、全国的にも数少ない手続条例を制定しているところでございます。

さらに県では、廃棄物処理法の省令で定める廃棄物処理、悪臭、水質等の七分野に加え、気象や地震工学等の五分野の専門家にも意見を聞く体制を既に確保をしております。加えて、審査の過程で必要と判断した場合には、意見を聴取する専門家の分野を拡大するなど柔軟に対応し、得られた専門家の意見を十分踏まえて審査を行ってまいります。

また、生存権という観点から御心配されておられる水源地への影響については、許可申請前の環境影響評価手続において、周辺における地下水等の利用状況や、事業が水利用に与える影響の調査に加えて、予想されるその他のリスクに対しても十分に検討し、準備書において明らかにするよう既に知事意見を述べているところでございます。

今後、こうした手続を踏まえた上で、事業者から準備書が提出された場合には、環境影響評価審査会において御質問いただいた点を含めて、専門的知見を有する者に十分御審議いただき、その結果を踏まえ、県として準備書に対しても知事意見を出してまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君）　環境エネルギー生活部長　田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長　田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君）　高山市内の産業廃棄物最終処分場設置許可審査について、私には、立地適正を欠くおそれのある場所への処分場建設及び、地下水汚染を防ぐ対策の技術的問題の二点について御

質問がありましたが、関連があるため一括して答弁をさせていただきます。

本計画は、現在、廃棄物処理法の許可申請の事前手続として、環境影響評価条例に基づく手続が行われているところです。

その過程で、今回御質問をいただきました様々な技術的な御懸念については、事業者が作成した方法書に対して、寒冷地域であることの影響、地震リスク、地下水汚染への対策等を十分に検討するよう、令和六年十一月に知事意見で述べているところです。今後、事業者から準備書が提出された場合は、環境影響評価審査会において、御指摘の点も含め、十分審議いただけるよう対応してまいります。

また、事業者から、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物最終処分場の設置許可申請がなされた場合には、法令に定める手続や基準にのっとり、御指摘の内容について、地域特性等も踏まえ、専門家から丁寧に意見を聞いた上で、慎重かつ厳正に審査をしてまいります。

続きまして、不許可判断もいとわない態度を示すことも県の責務ではないかとの御質問がございましたが、廃棄物処理法では、施設の設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであるかなど、四つの許可基準が定められており、それら全てに適合すると認めるときでなければ許可してはならないとされております。

その一方で、全ての基準に適合する場合には、許可しなければならないものとされております。

こうした判断に当たっては、提出された申請に基づき、専門家の意見を聴取しながら慎重に進めるべきものと考えております。

したがいまして、許可申請がなされる前の段階において、どのような理由であれ、許可・不許可に関わる判

断をお示しすることは適切ではないと考えております。

なお、議員御指摘の地下水利用に係る許可基準への適合性についても、慎重かつ厳正に審査を行うことで、県の責任を果たしてまいります。

○副議長（長屋光征君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　私には、浸水被害を受けた家屋の保全対策について、二点御質問をいただきました。

初めに、家屋浸水時の被災住民・自治体向けマニュアルの作成と周知についてお答えいたします。

本県は河川や低平地が多く、過去幾度となく水害と闘ってきた歴史がございます。近年では、河川改修やダム建設による治水効果もあり、浸水面積は減少しているものの、局地的な豪雨は増加しており、水害はいつでも起こり得るものであります。そのため、実際に水害が発生した際の対応を平時から共有しておくことは非常に重要です。

議員御指摘のとおり、浸水被害を受けた家屋は早期の乾燥が肝要です。県では、これまでも浸水時における家屋の適切な保全方法をホームページに掲載しておりましたが、これらの資料は一覧性などの面で改善の余地があると考えております。このため、新たに浸水時に住民が行うべき洗浄、乾燥、消毒などの手順を一枚に分かりやすくまとめたガイドラインを年内をめどに作成いたします。これを県ホームページから印刷できるようにすることで、住民や市町村職員が手元に置いて活用したり、配布したりしやすいようにいたします。また、災害発生時に市町村が行うべき手順についてもマニュアル化し、浸水家屋へ速やかに正しく対応できるよう取り

組んでまいります。

続いて、乾燥用機材の調達体制及び支援スキームの整備についてお答えいたします。

現在、県では住宅乾燥用の送風機を五十台備蓄しておりますが、市町村においてはほとんど備蓄されていないのが実情です。八月の福井県の大雨の際には、本県の送風機二十五台を貸し出しましたが、なるべく多くの自治体が備蓄を行うことで自治体間の相互支援が可能になることからも、特に浸水被害が発生しやすい市町村に対して、国の交付金などを活用した導入を促してまいります。あわせて、災害発生時には、必要に応じて民間事業者からの調達も行うことで、できるだけ多くの数の送風機を確保するよう取り組んでまいります。

一方、議員御指摘のとおり、浸水被害発生時に特別に送風機を被災者に貸し出すスキームは現状設けられておりません。先ほどの答弁でも申し上げましたが、送風機を貸し出すために市町村が行うべき手順について、市町村や社会福祉協議会と連携しながら本年度中に整理をいたします。その上で、整理したスキームを関係機関と共有し、必要な方に素早く貸し出しできる体制を構築してまいります。

○副議長（長屋光征君）　三十九番　川上哲也君。

〔三十九番　川上哲也君登壇〕

○三十九番（川上哲也君）　まず、知事に再質問をさせていただきます。

私が聞いているのと、ちょっと答えと擦れ違っている部分があると思うんですが、産廃問題、専門家の審査会は技術的な助言機関であって最終決定をする機関ではないことは分かっていると思います。最終決定をするのはあくまでも知事であります。ここは明確に区別をして考えなければなりません。住民の命を守るために不許可の判断をするかどうか、これを決めるのは知事でありますね。

今回は、その知事がどういうふうに判断するのかという判断の基本、つまり県の基本的スタンスはどこにあるのかということを聞いているんですよ。ですから、その審査会を行って、その意見を聞いて慎重に判断します。そうではない、その先を聞いているんです。

事業者が行う環境影響評価や提出書類というのは、その水に安全だと報告されるはずです。そうじゃなきゃ提出してこないんです。問題は、専門家から地下水汚染のおそれは否定できないという疑問視する意見が出た場合に、こっちは安全だ、こっちは疑問視する、出た場合に、どちらを知事は、県は重要視するかということを、その県のスタンスを聞いているんですね。

代替水源のない住民の生存権、優先して不許可と判断する覚悟があるのかないのかということを聞いておりますので、その点についてもう一度お答えを願います。

次に、危機管理部長、先ほどお答えいただきましたが、千葉は五十台保有されているといいましたけど、千葉で今、最低でも千五百台とか二千台の送風機が稼働しているんですね。例えば実際に、千葉で今まだまだ送風機待ちの方がたくさん見えるんですよ。実は千葉市でもそうですし、栄町でもそうですし、八街でもそうですし、みんな待っているところが多いんです。二千台とか動いていてもそういう状態なんですよ。

今、先ほど五十台と言われましたが、今後いつまでに、例えば岐阜県でも千台、二千台とか必要な災害が起こるということは当然予測されるわけで、そういった中で、いつまでにそういったスキームを完成させられるように、問題は、災害救助法は適用されていませんよね、送風機による乾燥というのは。そういった中で、自治体がどのように取り組むのか、取り組めるような、そのサポートをするのかということが大事だと思いますので、その辺についていつまでにどうやってやるのか、もう一度お答えください。以上です。

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　御質問ありがとうございます。

特に安全性に関しては、関係者の方も大変心配しておられると思いますので、法律に基づいて正確に御説明をさせていただきます。

廃棄物処理法の第十五条の二第一項第二号において、周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであることということが条件になっております。これについて、同第三項におきまして、生活環境の保全に関し、環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聞かなければならないというふうに義務づけられておりますので、知事が独自の判断で行うことは法律上認められておりません。

したがって、御質問のとおり、出てきた書類に対して専門家から疑問が呈された場合については、それを重視することになります。

○副議長（長屋光征君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　私には、乾燥用資機材の調達体制、支援スキームの整備をいつまでに整理するのかという再質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、確かに千葉では大変大きな水害が発生して、乾燥機が非常に足りない状況というのは把握しております。現在、県では五十台備蓄しているわけですが、全然足りていないというような認識は持っております。

そんな中、この乾燥機ですが、非常になかなか議員の御指摘のとおり、現状認識は進んでいないというところでございますので、今年度中にスキームを関係機関と共有いたしまして、できればそのスキームを今年度中に確立いたしまして、この重要性を知っていただいて、できるだけ市町村も含めたいろんな自治体で、この送風機を確保していただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（長屋光征君）　三十九番　川上哲也君。

川上哲也君に申し上げます。

持ち時間が迫っておりますので申し上げます。質問を簡潔にお願いします。

〔三十九番　川上哲也君登壇〕

○三十九番（川上哲也君）　事前に不許可の判断を出すということは、これは法律に触れるんです。ですから、答えられないというのは分かります。

先ほど言ったように答えていない部分ですね、こちらに安全ですという報告書類、こちらに審査会が、それは安全だということは言い切れないという意見、それのどちらを重要視するのかということを聞いております。以上です。

○副議長（長屋光征君）　川上哲也君に申し上げます。

答弁を求める者を明確にお願いします。

○三十九番（川上哲也君）　申し訳ありません。知事に答弁を求めます。よろしくお願いします。

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　再質問ありがとうございます。

ここも大事な点なので正確に申し上げたいと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、廃棄物処理法第十五条の二第一項の第二号及び第三項において、条件が満たされているかどうかということについて、我々は審査することになります。

したがって、その時点において、専門家の判断が当然優先されるのでありますけれども、その一方で、多分御質問のところを少し敷衍して御説明しますと、この法律については解釈通達が出ております。環境省のほうから、令和二年三月の通達、解釈を拘束するものとして、各要件に適合する場合については必ず許可をしなければならないものと解しており、加えて、要件に適合する場合において、なお都道府県知事に対して許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないということが明確にされていますので、我々については、あくまでこの条件についての適合性を審査すると、それによって住民の方々の安心を確保すると、それに尽きると思います。

○副議長（長屋光征君）　二十四番　広瀬　修君。

〔二十四番　広瀬　修君登壇〕（拍手）

○二十四番（広瀬　修君）　それでは、通告に従いまして、今回は大きく分けて三項目、ぎふ犯罪被害者支援センターと市町村等関係機関との連携強化及び支援活動員の確保について、郡上踊りを核とした岐阜県の魅力発信と県民の健康づくりについて、民間資金等を活用した県民・企業参加型のまちづくりについてをお尋ねしていきたいというふうに考えております。

まず初めに、ぎふ犯罪被害者支援センターと市町村等関係機関との連携強化及び支援活動員の確保について、

お尋ねをしていきます。

犯罪被害は、ある日突然誰にでも起こり得るものです。そして、犯罪による直接的な被害だけではなく、その後も精神的な苦痛、経済的な問題、家族関係や仕事への影響など、被害者やその家族が抱える問題は長期にわたることがあります。だからこそ、犯罪被害に遭われた方が必要なときに必要な支援につながり、その支援が途切れない体制をつくることが重要だと考えます。

岐阜県では、現在、県内全ての市町村で犯罪被害者等支援条例が制定され、各市町村に総合的対応窓口が設置されています。これは、犯罪被害者等を地域全体で支えていく上でありがたいことです。

一方で、支援の現場に目を向けますと、相談や支援の件数は増加してきております。令和七年度のぎふ犯罪被害者支援センターにおける相談件数は千九百九十五件、直接的支援件数は三百二十三件、合わせて二千三百十八件となり、過去最多となったと伺っております。

相談が増えているということは、それだけ支援を必要としている人がセンターにつながっているということでもあります。しかし、その一人一人の相談に寄り添い、必要な支援につなげていくためには、当然それを支える人的な体制が必要になります。

現在、県では、ぎふ犯罪被害者支援センターに支援コーディネーターを配置しています。このコーディネーターは、被害者のニーズを把握し、個別の支援計画を作成するとともに、支援調整会議の運営、市町村窓口への支援、弁護士やカウンセリングなど専門機関との調整など、非常に多くの役割を担っています。まさに、犯罪被害者を必要な支援につなぐ司令塔とも言える存在なのです。

そのような中、岐阜県では現在、このコーディネーターが一人という体制であります。相談・支援件数が過

去最多となり、さらに市町村との連携や支援内容の多様化を考えますと、今後、コーディネーター一人に負担が集中することがないよう、体制そのものを強化していく必要があるのではないでしょうか。

犯罪被害者にとっては、どこに相談したらいいのか分からない、同じことを何度も説明しなければならないということ自体が大きな負担になります。だからこそ、県、市町村、警察、医療機関、弁護士、心理職などの関係機関、そしてぎふ犯罪被害者支援センターが一体となり、それぞれの役割を担いながら、一人の被害者を継続して支えていく仕組みが重要です。今後は、こうした仕組みをさらに実効性のあるものにしていく必要があると考えます。

また、コーディネーターだけではなく、日常的に被害者の声を受け止める支援活動員についても、質・量の両面から充実させていくことが必要だと考えます。

現在、ぎふ犯罪被害者支援センターでは、三十三名の支援活動員が活動されていますが、世代交代の時期を迎えていると伺っています。支援活動員については、特別な資格要件を必要とするものではなく、被害者支援に関心のある方であれば、センターが実施する養成講座や実地研修を受講することで登録が可能だそうです。また、支援活動員は有償ボランティアとして、仕事や家庭の状況に応じて可能な範囲で活動できる仕組みとなっているとのことです。協力できる範囲の中で被害者支援に携わることができることから、自分にも何かできることがあれば協力したいと考える県民も少なくないのではないでしょうか。こうした方に対して研修会等に参加していただき、活動の担い手の確保につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、環境エネルギー生活部長にお尋ねします。相談・支援件数が増加する中、犯罪被害者等に途切れのない支援を届けるためには、ぎふ犯罪被害者支援センターにおける相談支援体制の強化が必要です。とりわけ

関係機関と一体となり、支える体制は欠かせないと考えますが、市町村等関係機関との連携強化について、県としてどのように進めていくのでしょうか。また、支援活動員の確保に向けて、県は今後どのように取り組んでいくのでしょうか、お考えをお尋ねいたします。

以上で、分割一回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（長屋光征君）　環境エネルギー生活部長　田口博史君。

〔環境エネルギー生活部長　田口博史君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（田口博史君）　ぎふ犯罪被害者支援センターの体制強化のためには、コーディネーターの負担軽減と支援活動員の確保が重要であると考えます。

まず、コーディネーターの負担軽減については、市町村等関係機関の対応窓口を強化し、コーディネーターが本来の業務に注力できる環境を整備してまいります。具体的には、市町村等の窓口担当者が被害者等に寄り添った支援方法を学べる実践的な講習会を開催してまいります。これにより、コーディネーターの補助に頼らない主体的な対応ができるよう機能強化を進め、関係機関が一体となって被害者等を支える体制の構築を図ってまいります。

次に、付添い支援等を行う支援活動員の確保については、現在、県が実施している基礎講座、専門講座と支援センターが実施している講演会、養成講座等を関係機関と連携して一連の研修体系に再編します。これにより、支援に関心のある方の支援活動員への登録から支援力強化までを段階的に進めるとともに、被害者等の継続的な支援に必要な支援活動員の増員を図ってまいります。

○副議長（長屋光征君）　二十四番　広瀬　修君。

〔二十四番　広瀬　修君登壇〕

○二十四番（広瀬　修君）　御答弁ありがとうございました。

本当は、コーディネーターの人数を増やすというところが一番いいのかなとは思いますけれども、まだそこの辺りは、また次回ということで考えていきたいと思います。

次に、大きく分けて二つ目の項目、郡上踊りを核とした岐阜県の魅力発信と県民の健康づくりについて、お尋ねいたします。

郡上踊りは四百年以上歴史を持ち、七月中旬から九月上旬にかけて三十夜以上開催される日本を代表する踊りの一つです。

そして、郡上踊りの大きな特徴は、単に見る祭りではなく、誰でも踊りの輪の中に入ることができる参加する文化であることだと思います。観光客が浴衣を着て、地元の方々と一緒になってげたを鳴らしながら踊り、そこには観光客と地元住民を分ける、見る側と見られる側という関係がありません。初めて来た人でも見よう見まねで踊りの輪に入ることができる、そして夜が更けても踊り続ける。この誰でも参加できる、一緒になれるという開かれた文化こそが、郡上踊りが全国から人を引きつける大きな魅力の一つではないかと私は考えます。

実際、県の観光ガイドでも、郡上踊りは四百年余りの歴史を持ち、誰でも参加できる日本有数の盆踊りとして紹介されています。私は、この郡上踊りを単に郡上市の観光資源にとどまらず、岐阜県全体が学ぶことのできる地域づくりのモデルではないかと思っています。

例えば、踊りには人が集まります。世代を超えて交流します。体を動かします。地域の文化を知ることがで

きます。そして、その地域にまた来たいという思いが生まれます。つまり、観光だけではなく、健康、交流、地域コミュニティー、文化継承、さらには関係人口の創出にもつながる可能性があります。

そこで一点目、観光文化スポーツ部長にお尋ねします。郡上踊りが全国から人を集めている理由について、県としてその魅力をどのように認識し、魅力発信による誘客効果についてどう考えるか、お尋ねします。

私は、もう一歩踏み込んで、郡上踊りを岐阜県全体で体験する取組を全県展開できたらと思っています。もちろん、郡上踊りは郡上八幡という地域の歴史や文化、町並み、人々の暮らしの中で育まれてきたものです。したがって、本物の郡上踊りそのものをほかの地域に移すということではありません。

一方、その誰でも輪に入れる、みんなで踊るという精神を県内各地に広げることはできるのではないでしょうか。例えば、郡上踊りの開催時期とは少し時期をずらして、県庁の結のもりで郡上踊りを体験するイベントを開催する。県庁に県民が集まり、職員も子供も高齢者も観光客も一緒になって踊る。そこに岐阜県が誇るモーニング文化を組み合わせる。そして、例えばモーニング音頭のような岐阜県独自の新しい踊りを県民参加型でつくってみる。これは単なるイベントではなく、岐阜県らしい新しいレクリエーション文化をつくることにもつながります。

県は現在、県民みんなが一つはレクリエーションを実践し、健康長寿につながるミナレク運動を推進しています。

また、先日開催されたぎふレクリエーションフェスティバル二〇二六ミナレク広場ｉｎ岐阜においては、天候不良にもかかわらず、子供連れ、シニアの方々、三世代の家族連れなど、とても多くの県民の皆様が参加され、笑顔にあふれていました。特に、あれだけ多くの世代を超えた方々が参加しているイベントは初めて見た

気がしています。

ミナレク広場ｉｎ岐阜では、既にモーニング×レクリエーションという取組も行われています。であるならば、次は、踊り×モーニング×レクリエーション、ミナレクという、岐阜県ならではの新しい展開があっても面白いのではないでしょうか。

そこで、さらに重要なのが子供たちです。大人は郡上踊りはよく分かっているし、すばらしいと言います。しかし、子供たちに郡上踊りを踊れるかと聞いたら、必ずしもそうではないのではないでしょうか。

一方で、子供たちは、アンパンマン音頭や地域で親しまれているダンス、そしてダンシング・ヒーローなど、音楽が流れれば自然と体が動くものもあります。伝統文化だから昔と同じ形で子供たちに受け継がせる、ただそれだけではなく、子供たちが今楽しめるものを組み合わせながら、伝統文化に触れる入り口をつくる。例えば、地域の夏祭りや運動会、学校行事、老人クラブ、子ども会などで、郡上踊り、地域に昔から伝わる踊り、アンパンマン音頭、ダンシング・ヒーローなど、世代を超えて一緒に楽しめる踊りを組み合わせる。そうすれば、子供たちが踊りを通して地域のお年寄りと交流する機会も生まれます。

そして、高齢者から子供へ地域の歴史や思い出が伝わっていく。こうなれば単なる踊りではなく、地域コミュニティーそのものを次の世代につなぐ取組になるのではないでしょうか。

また、踊りは特別な施設がなくてもできます。年齢や運動能力に関係なく参加しやすく、障がいのある方もない方も一緒に参加できる、まさに県が推進するミナレク運動の考え方とも重なります。

そこで二点目、健康福祉部長にお尋ねします。郡上踊りをはじめとした岐阜県の踊りを、既に全県展開しているミナレク運動と相乗効果を図ることで県民の健康づくりに生かすことが期待できますが、県としてはどの

ように考えているか、お伺いします。

例えば、まずは県庁の結のもりを舞台に、郡上踊りとモーニング文化を組み合わせたイベントを実証的に開催し、そこから各市町村へ広げていく。そして、地域ごとの踊りや音頭をミナレクのコンテンツとして位置づける。岐阜県に行けばどこかで誰かと一緒に踊れる、そんな県になれば観光客にとっても魅力的ですし、県民にとってもふるさとへの愛着が生まれるのではないでしょうか。

郡上踊りから学び、岐阜県全体のふるさとを次の世代につないでいく。そして、踊りを通じて人が集まり、笑顔になり、健康になり、地域がつながる。「踊りのある県、岐阜県」という新しい魅力づくりに県として挑戦していただきたいと思っております。

最後に、大きく分けて三つ目の項目、民間資金等を活用した県民・企業参加型のまちづくりについて、お尋ねします。

私は、これからのまちづくりは、行政が税金を投入して整備するだけではなく、県民や企業が資金やアイデアを持ち寄り、自分たちのまちを自分たちでつくるという仕組みをつくっていくことが重要だと考えています。

例えば、岐阜市の神田町通りから岐阜城へ向かうルートを、仮に信長出世通りと位置づけたとします。そこに織田信長や岐阜城、戦国文化をテーマにした街灯や電灯、案内サイン、ガードレール、陸橋などを整備していきます。さらに、場所によってはちょうちんを使った照明や、子供たちにも人気のあるコンテンツとのコラボレーション、道路や歩道への岐阜らしいデザインなどを取り入れることで、歩くこと自体が観光になるような町並みをつくることができます。

そして、こうした整備費用の一部を県民や企業から募る仕組みをつくります。

例えば、企業には街灯一基やベンチ、案内板などのスポンサーになっていただき、一定のルールの下で企業名やロゴを表示する。可能であれば、例えば道路のセンターラインや側道ライン、横断歩道のラインなんかに会社名のロゴが入ったら、もっと協力してもらえるんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、こういったことも考えられるのではないかというふうに思っております。

県民の皆様にも一口幾らという形で参加していただき、希望者には名前を表示する。そうすれば、この街灯はあの会社が作ったとか、お父さんの会社がお金を出して作っておるんやよというような形で言ったりもできますし、このベンチには私の名前があると、このまちづくりに自分も参加したいというまちづくりへの当事者意識が生まれるのではないでしょうか。これは、単なる寄附集めではなく、企業にとっては地域貢献を目に見える形で発信できるとともに、制度設計によっては、広告宣伝としての活用も考えられます。

行政にとっては、民間資金を活用することで、財政負担を抑えながらまちの魅力を高めることができます。そして、県民にとっては、自分たちのお金や思いが実際のまちの姿として残る。つまり、企業、県民、行政、そして地域の四者にメリットが生まれる仕組みだと考えます。

また、こうした仕組みは一つの場所だけで終わらせる必要はなく、例えば高山市なら古い町並み、郡上市なら郡上踊り、大垣市なら水や城、関市なら刃物など、それぞれの地域が持つ歴史や文化、産業をテーマにすることができます。地域ごとに企業や県民が参加し、それぞれの地域らしい町並みをつくっていけば、岐阜県全体が歩いて楽しい、見て楽しい、参加して楽しい観光地になっていくのではないでしょうか。

さらに、現在岐阜県では、ドラマＶＩＶＡＮＴを契機とした観光振興など、全国的な注目を岐阜県への誘客につなげる取組が進められています。私は、こうした全国から岐阜に注目が集まっている今だからこそ、一過

性の観光キャンペーンだけではなく、岐阜に来たら、まちそのものが面白いと感じてもらえる仕組みをつくることが重要だと考えています。

そこで、県が主体となって民間資金を活用する、企業の名前・ロゴなど地域貢献を見える化する、県民も参加できる、地域の歴史や文化をデザインに取り入れる、観光資源として活用するといった岐阜県版のまちづくりスポンサー制度とも言うべき仕組みを構築してはどうかと考えています。

そして、まずは一つの地域をモデル地域として設定し、市町村、地元企業、県民、観光関係者などと連携して実証する。その中で、スポンサーの募集方法、企業名やロゴの表示方法、広告としての扱い、道路や公共施設を活用する場合のルール、県民参加の方法などを整理し、成功事例をつくっていく。そのモデルを県内各地域に広げていくことで民間の力でまちを面白くできるという、新しいまちづくりのモデルを全国に発信することもできると考えられます。

地域貢献を目に見える形で示していくことは、地域への愛着や参画意識を育む上で、大きな意義があると考えます。特に、行政の財政負担を抑えながら、民間の資金、アイデア、企業の広告力を組み合わせ、さらにそれを観光や地域活性化につなげていくという発想は、これからの岐阜県のまちづくりにおいて重要な視点だと私は考えています。

そこで、最後、総合企画部長にお尋ねをいたします。県民や企業は資金やアイデアを持ち寄り、その貢献を企業名やロゴ、氏名などによって見える形にしながら、地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを進める岐阜県版まちづくりスポンサー制度のようなまちづくりの仕組みづくりを県が先導して構築し、まずはモデル地域で実証した上で、県内各地域へ展開していくことについて県としてどのように考えるか、お考えをお聞かせく

ださい。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

――――――

郡上踊りの魅力は、見るだけでなく、年齢や性別、国籍を問わず、誰もが踊りの輪に加わることができる参加型であることと認識をしております。県では、大阪・関西万博やねんりんピックなどの機会を捉え、来場者参加型で広く魅力を発信しましたが、見知らぬ者同士が皆笑顔で踊る姿を目の当たりにし、改めてその魅力を実感いたしました。

また、郡上踊りは四百年以上地域の暮らしに根づき、ユネスコ無形文化遺産にも登録がされております。一か月を超える開催期間中には、毎年二十五万人もの集客に加え、これをコアに県内他の地域への周遊ツアーが何本も造成されるなど、誘客効果は各地に波及しております。

県では今後も、在京メディア向けツアーによる旅行専門誌やＳＮＳへの露出に加え、外国人向け観光サイトVISIT GIFUや旅行博でのプロモーションなど、あらゆる広報手段を通じて、その魅力を広く発信することで、郡上踊りへの集客及び県内周遊を促してまいります。また、こうした取組により、本県のファンやリピーターを増やし、関係人口の拡大とともに県民の愛着と誇りを造成してまいります。

○副議長（長屋光征君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　ミナレク運動との相乗効果による県民の健康づくりについて、お尋ねがございました。

郡上踊りをはじめとして各地域で開催される様々な踊りは、年齢に関係なく、誰もが楽しんで参加できることから、フレイル予防の柱である身体活動及び社会参加に加え、幅広い世代間の交流につながり、健康増進に資する取組になり得るものと考えております。

こうした踊りの持つ特徴は、県民一人一人がレクリエーションを実践して体と心と頭の健康を増進し、健康長寿につなげるミナレク運動の目指す方向と一致するものであります。

このため、今後ミナレク運動を普及していく中で、地域に親しまれている踊りの指導者の方々とも連携し、各地域に根差した踊りの文化をコンテンツの一つとして取り入れていくことを検討してまいります。

○副議長（長屋光征君）　総合企画部長　兼松伸和君。

〔総合企画部長　兼松伸和君登壇〕

○総合企画部長（兼松伸和君）　いつも新しい視点の提案、ありがとうございます。

民間資金等を活用した県民・企業参加型のまちづくりについて、お答えいたします。

県におきましても、民間資金やアイデアを取り入れる手法をこれまで採用してまいりました。例えば、旧岐阜総合庁舎の利活用におけるサウンディング調査のほか、新たに昨日十月一日からは、ふるさと納税の使い道として、高山陣屋の屋根のふき替えの資金募集を開始したところでございます。議員御指摘のとおり、こうした手法には多様な可能性があり、魅力ある地域づくりを進める上でも重要な視点であると考えております。

そのため今後、まずは、現在策定中の新たな総合戦略における県の行財政運営の指針に民間資金の積極的な活用を位置づける考えでございます。その上で、まちづくりを含めた政策全般に民間の資金やアイデアの活用を進めてまいります。そして、モデルとなる好事例を県のみならず広く市町村にも展開していくことで、民間資金等を活用した県民・企業参加型の政策を促進してまいります。

○副議長（長屋光征君）　二十四番　広瀬　修君。

〔二十四番　広瀬　修君登壇〕

○二十四番（広瀬　修君）　それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

再質問という形で総合企画部長さんにちょっと確認なんですけれども、先ほどの答弁の中で、高山陣屋のふき替えとかという話がありましたけれども、私が考えているのは、まち全体を一つのコンテンツとしてということですので、言葉にはあったかと思いますけれども、そこのところを簡単に言えば、この例えば議場全体をまちと考えたときに、じゃあここの壁はどこかの企業さんとか、床はどこかとかというところで全体的でみんなで盛り上げながら、その地域の全部じゃなくて、ここのところだけをぴかぴかにまずやってみるというような、そんなイメージですので、そこのところがしっかりと認識されているかどうかだけ確認をさせてください。

総合企画部長さん、もう一度よろしくお願いいたします。

○副議長（長屋光征君）　総合企画部長　兼松伸和君。

〔総合企画部長　兼松伸和君登壇〕

○総合企画部長（兼松伸和君）　再質問ありがとうございました。

問いの答えという意味では認識しております。

今後、議員の提案された手法でどんな事業で実現できるか。それにつきましては、その対象事業というのをよくよく考えていかなければいけないと私は認識しております。

もう少しお話ししますと、県民や企業の皆様の当事者意識を高めるためには、議員御提案の一つのエリアの街灯、ベンチ、案内板といった身近なものを設置する場合もあるでしょうし、あるいは県の立場でいきますと、

県民や企業になじみのある、例えば施設の整備というところでできるかどうかというのを検討できるかなと思っております。

私自身も、かつて岐阜かかみがはら航空宇宙博物館のリニューアルに携わりましたが、その際にも、企業や個人の方からたくさんの寄附なりいただきました。そういった方々のお名前は、入り口のところに銘板という形で全て名前を書かせていただきましたし、そういったことを一つのエリアなり、建物なのかなというふうに考えております。今後、そういった事業が県の中にあるのかどうか、全ての部局と連携して探していきたいと思っていますし、適切なものがあれば、また積極的に私から提案していきたいと思っております。

○副議長（長屋光征君）　一番　木村千秋君。

〔一番　木村千秋君登壇〕（拍手）

○一番（木村千秋君）

議長からのお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは、大きく三点、まず一点目といたしまして、大規模災害発生時における岐阜県の取組について、三つお尋ねいたします。

これまでにも、この議場にお見えになる議員の皆様が、それぞれのお立場から、防災・減災に関する様々な質問や提言をされてきました。また、政策オリンピックにおきましても、民間団体の方々からアイデアあふれる取組が示され、大変参考になったところであります。

こうした中、令和八年七月二十八日十六時二十七分頃、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード七・一、最大震度七の地震が発生いたしました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

また、私たちの身近な地域におきましても、令和八年八月十日午前零時四十八分頃、滋賀県北部を震源とするマグニチュード四・三の地震が発生し、私の地元である不破郡では、関ケ原町で震度三、垂井町で震度二を観測いたしました。私自身も、震度二といえど強い揺れを感じ、災害は決して遠い地域だけで起こるものではなく、いつどこで発生してもおかしくないということを改めて実感したところであります。

熊本県では、厳しい暑さの中、水が出ない、飲み水が足りない、トイレの水が流せないといった切実な声が聞かれました。私自身、大学時代に阪神・淡路大震災が起こり、給水が止まってしまった集合住宅へ水を配るボランティア経験をし、いかに水が大切かを当時から感じておりました。

大規模災害時に、家庭での備蓄だけで対応することには限界があります。また、発災直後には、県、市町村、消防、警察をはじめとする関係機関も限られた人員と情報の中で対応しなければなりません。通信網が十分に機能しない状況も想定し、行政による広域的な備えに加え、県、市町村及び民間団体等が平時から必要な情報を共有し、それぞれの役割や連携方法を確認しておくことが重要であります。

そこで、まず一つ目として確認させていただきたいのは、水の備蓄及び災害時のトイレ対策についてであります。

水は、飲料水としてだけではなく、調理、手洗い、入浴、トイレなど避難生活のあらゆる場面で必要となり

ます。断水が長期化すれば、生活環境や衛生環境は急速に悪化することから、飲料水と生活用水の双方において、発災時に確実に供給できる体制を整えておかなければなりません。

そして、水の確保と切り離すことができないのがトイレ対策であります。災害時にトイレ環境が悪化すると、その利用を避けるため食事や水分の摂取を控える方が生じ、脱水症状や体調悪化を招くおそれがあります。特に、御高齢の方や持病のある方にとっては、命にも関わる問題であります。

国においては、能登半島地震などで明らかになった課題を踏まえ、トイレカーやトイレトレーラーなどの災害対応車両を平時から登録し、その情報を自治体等で共有する仕組みが整えられています。岐阜県においても、トイレトラックの導入など、災害時のトイレ環境を確保するための取組が進められております。

一方、一台の車両だけで県全域をカバーすることは困難です。移動式トイレに加え、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレなどを組み合わせ、発災直後から避難生活の長期化まで、段階に応じた備えが必要であります。

また、県が保有する物資や車両だけで、全ての地域に対応することにも限界があります。市町村や民間団体等が保有する物資、資機材及び車両についても、その情報を平時から共有し、必要な地域へ迅速に配置できる体制を整えておかなければなりません。市町村の規模や財政状況に違いがある中、特に、小規模な自治体の備えを県がどのように支えていくのかも重要な視点であります。

さらに、県の備蓄や支援体制は、県民から見えにくい部分もあります。質問を通じて県の取組を分かりやすく示していただくことが県民の安心にもつながるものと考えます。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。大規模災害の発生に備え、県として水の備蓄や確保にどのように取り組み、移動式トイレをはじめとする各種トイレについて、どのような対応を行うこととしているのか伺

います。また、市町村や民間団体等との情報共有や連携について、どのような体制を整えているのか、併せて伺います。

次に、二つ目は、避難所の開設・運営に対する県の関与についてであります。

水やトイレは、避難所の生活環境を支える重要な要素ですが、避難者の生命と健康を守るためには、避難所の生活環境全体を整える必要があります。

避難所は、単に雨風をしのぐ場所ではなく、避難者が安全かつ健康的に過ごすための生活の場であります。温かい食事、簡易ベッド、間仕切り、空調設備などを早期に確保し、避難生活の長期化による心身の負担や災害関連死を防がなければなりません。

また、避難生活において必要となる配慮は、お一人お一人異なります。御高齢の方、障がいのある方、乳幼児、妊産婦、持病のある方などへの配慮に加え、更衣、授乳、トイレ、防犯、プライバシーなど女性の視点を避難所の開設・運営に反映することも重要です。こうした視点を取り入れることは、女性だけのための特別な対応ではなく、性の在り方が多様な方への配慮も含め、避難所を利用するお一人お一人に配慮していくことが、避難所全体の安全性と安心感を高めることにつながります。

このような避難所を実際に開設し、運営する主体は市町村であります。しかし、大規模災害では市町村の庁舎や職員自身も被災し、通常の行政機能を直ちに十分確保することが困難となる場合も想定されます。そして、職員自身やその家族、地域が被災する可能性があることは、県においても同様であります。

災害発生後の県職員の行動については、岐阜県職員防災ハンドブックにおいて、まず自分と家族の身を守り安全を確認すること、次に、地域、すなわち隣近所の安全を確認することとされています。その上で、自分や

家族及び地域の安全を確認した後に登庁し、災害対応業務に当たることとなっております。

職員が、まず自分や家族、地域の安全を確保することは、その後の災害対応を継続していくためにも重要な行動原則であります。

一方、この行動原則を踏まえれば、大規模災害の発生直後には、県・市町村ともに限られた職員体制で対応しなければならない状況も想定しておく必要があります。そのような状況においても、避難所に必要な人員、物資及び情報を確実につなぎ、避難者の生活環境を早期に整えるためには、県と市町村が平時から、それぞれの役割や連絡体制、応援の手順を確認し、実際の災害時に機能する体制を構築しておかなければなりません。

また、市町村の人口規模、職員体制、備蓄状況などによって、避難所の生活環境や対応に大きな差が生じることは望ましくありません。避難所の開設・運営を担う市町村と広域的な調整を担う県が、それぞれの役割をどのように果たし、連携していくのかが重要であります。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。市町村が開設する避難所において、誰もが安全・安心に過ごすことのできる生活空間を確保するため、県は避難所の開設・運営にどのように関与していくのか伺います。

三つ目は、防災や災害支援に取り組む民間団体に対する継続的な支援についてであります。

物資や制度を整えても、それらを現場へ届け、被災者の多様なニーズに応じた支援を行う担い手がいなければ、必要な支援を地域の隅々まで行き渡らせることはできません。

大規模災害時に行政や防災関係機関だけで、被災者お一人お一人の状況に対応することには限界があります。避難所の運営、物資の配布、炊き出し、要配慮者への支援などを進めるためには、ＮＰＯ、ボランティア団体、民間事業者など、多様な主体との連携が欠かせません。こうした官民連携を強化するため、国においては、災

害支援の実績を有する団体を登録し、その活動内容や活動可能な地域などを自治体と共有する被災者援護協力団体の登録制度が設けられています。

県内では、被災地の皆様が必要とされることへしっかりと寄り添い、活動されている大変高度な支援実績がおありの高山市のＶネットが登録されておりますが、地域に根差して活動する全ての団体が、この制度の対象となるものではありません。

私の地元垂井町では、防災ネットワークＯＳＡの皆様による活動が地域に根づいております。自治会加入の世帯はもちろんのこと、そうでない世帯にも防災意識の向上を一軒一軒に周知しようと、地元地域の様々な組織と連携し、地道に取組を進めていらっしゃいます。こうした地域密着型の団体は、地域の実情や住民同士のつながりを生かし、行政だけでは把握しにくいニーズを早期に捉える重要な担い手であります。

国の登録を受けていらっしゃる専門性の高い団体と、地域の自治会やまちづくり団体等の小規模な団体には、それぞれ異なる強みがあります。特に、小規模な団体が災害時に力を発揮するためには、発災後に初めて行政と連携するのではなく、平時から訓練、研修、情報交換を重ね、顔の見える関係を築いておくことが重要です。そのためには、団体の熱意や自己負担だけに頼るのではなく、大小様々な団体が活動能力をより高められるよう、また継続して取り組むことのできる環境を整えていかなければなりません。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。団体の規模に関わらず、地域で防災や災害支援に取り組む民間団体が訓練や研修を通じて活動能力を高め、災害時にそれぞれの力を十分発揮できるよう支援していく必要があると考えますが、県としてのお考えを伺います。

続いて二点目、県立高校の学生寮における計画的な老朽化対策と、居住環境の確保についてお尋ねいたしま

す。

県土が広く、中山間地域を多く抱える本県では、学校までの距離や公共交通、冬季の通学条件などから、自宅通学が困難な生徒や、特色ある学科や教育、部活動などを求め、居住地域を離れて進学する生徒もいます。こうした生徒が希望する高校で安心して学ぶために、学生寮は単なる生活の場ではなく、教育機会を支える重要な基盤であります。

県は、学生寮について、施設の老朽化の状況や利用ニーズを踏まえ、現在検討している県立高校の在り方に関する議論と一体的に検討をする考えと聞いています。

将来の学校配置や生徒数の見通しを踏まえ、学生寮の配置や規模を検討する必要性は理解するところです。一方で、現在も生徒が寮で日々生活していることから、将来の学生寮の在り方に関する検討と、現に生じている居住環境の課題への対応は分けて考える必要があります。

私が学生寮を視察させていただいたところ、家具つきの居室には、建設当初から四十年以上使用されているベッドなどがあり、中には、現在の生徒の体格に十分対応しているのか懸念されるものや、一部が壊れた状態のものも見受けられました。また、使用できなくなった洗濯機が幾つも残され、浴室設備にも修理や更新が必要と思われる箇所があったほか、建物の隙間を段ボールなどで塞いでいる状況も確認いたしました。施設の防犯面についても生徒が安心して生活できる環境となっているか、改めて点検する必要があると感じました。

こうした中、現場では、コロナ禍などの緊急時の際には、校内既存施設を居室として使用するなど、教職員の皆様が様々な工夫を重ね、保護者の皆様からも自主的な協力をいただきながら、生徒の生活環境を支えていただいております。その御尽力には敬意を表するところですが、将来にわたり安定した居住環境を確保するた

めには、県として必要な対応を計画的に進めることが重要であり、その上で、現場や保護者の御協力をいただいていくことが望ましいと考えます。

故障した設備や備品など、生徒の安全や日々の生活に直結する箇所については、速やかに修繕する必要があります。しかし、視察させていただいた状況を踏まえると、個々の不具合をその都度修繕するだけでは、十分な改善が難しい部分もあると考えます。そのため、県立高校の各寮の劣化状況や設備の更新状況、今後の利用ニーズを把握し、当面必要な修繕と、大規模改修によって抜本的に改善すべき部分を整理した上で、優先順位と実施時期を定め、計画的な老朽化対策を進める必要があります。

また、女子生徒の受入れについては、民間物件を活用する場合も含め、安全面や防犯面、日常の生活支援や管理の在り方を検討し、安心して生活できる環境を確保することが重要です。

あわせて、大規模改修を行う場合の生活場所の確保や、学生寮の将来的な整備も見据え、校内の既存施設の活用についても検討する必要があります。

このように、将来の学生寮の配置や規模については、県立高校の在り方と関連づけて検討する一方、現在の生徒の生活に関わる修繕や、修繕だけでは十分な改善が難しい施設への対応については、将来の議論の結論を待つことなく進めることが必要であると考えます。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。県立高校の寮については老朽化が進む施設も見られ、また寮の利用形態についても学校や地域によって違いがあり、女子生徒については、民間物件の活用を前提としているケースもあります。

遠隔地から学ぶ生徒にとって、安全で安心な居住環境の確保は、教育機会の保障という観点からも重要であ

ります。学生寮の環境整備は生徒の生活に直結する課題であり、県立高校の在り方に関する議論とは切り離して、早急に対応すべきと考えます。県として、今後どのような考え方で校内の既存施設の活用を含めた学生寮の良好で健全な居住環境の確保を進めていくのか伺います。

最後に三点目は、頑張る子供を応援・評価する取組についてお尋ねいたします。

子供たちは、学校での学習や部活動に限らず、資格・検定試験への挑戦、地域活動への参加、伝統文化の継承など様々な場面で目標を持ち、努力を重ねています。こうした挑戦や努力を適切に認めることは、子供たちの自信を高め、さらなる意欲を引き出すとともに、将来の可能性を広げることにつながります。そのため、結果だけでなく、目標に向かう意欲や努力を継続する姿勢についても、学校や家庭、地域社会がその価値を認め、後押しすることが大切です。

そこで今回は、次期学習指導要領の基本的な方向性が示されたところでもありますが、英語資格・検定試験への挑戦に対する支援と、地域の伝統文化を継承する活動の評価という二つの観点から、頑張る子供たちを県としてどのように応援し、その努力を将来につなげていくのか、教育長にお尋ねいたします。

まず、義務教育段階にある子供たちの英語資格・検定試験への挑戦に対する支援について伺います。

グローバル化が進む中、英語で多様な人々と意思疎通を図る力は、子供たちの将来の可能性を広げる上で重要です。また、英検等の検定試験は、子供たちが身につけた英語力を客観的に確かめる機会の一つとなります。

では、本県の中学生は、どの程度の英語力を身につけているのでしょうか。

文部科学省の令和七年度英語教育実施状況調査によると、ＣＥＦＲ、Ａ１レベル相当以上の英語力を有する中学三年生の割合は、全国の五四・六％に対し岐阜県は六〇・四％で、政令指定都市を除く全都道府県中四位

となっており、国が令和九年度までの目標として掲げる六〇％に到達しています。本県の中学生の英語力が全国的にも高い水準にあることから、学校現場における授業改善や、市町村教育委員会などによる取組が一定の成果を上げていることがうかがえます。

ただし、この数値には、実際に英検等で該当する級やスコアを取得した生徒だけでなく、学校での学習状況などを踏まえ、教員が同等以上の英語力を有すると判断した生徒も含まれています。

英語力の全てを資格の有無だけで測ることは適切ではありません。その一方で、検定試験には子供たちが身につけた力を客観的な結果として確認できる意義があります。こうした検定試験への挑戦を後押しする目的は、受検者数や合格者数を増やすこと自体ではなく、子供たちが自らの力を試し、学習成果を確かめられる環境を整えることにあります。

加えて、大学受験等に英検が利用できるというメリットもあり、英語教育に大変力を入れておられる上智大学においては、二〇二八年度から大学入試の際、英語検定試験ＴＥＡＰスコア利用の一般選抜入試で、英検一級、準一級のＣＳＥスコアを代替可能とし、広島大学などでも大学入試の際、入試区分によっては英検利用が可能であります。頑張った結果が将来につながる実感を得られることにもなります。

しかし、検定試験の受検料は家庭にとって一定の負担となります。このため、子供たちが検定試験に挑戦する機会をどのように支えるかという視点も必要です。

もとより、義務教育は市町村教育委員会が直接の実施主体であり、受検料補助についても、各市町村が地域の実情に応じて判断する取組であることは承知しております。一方、市町村が受検料を補助する背景には、検定試験への挑戦を通じて子供たちの学習意欲を高め、その頑張りを応援し、子供たちの将来をより豊かなもの

にしようとする考えがあるものと思います。

また、取得した級やスコアは努力の成果を客観的に示し、子供たちの自信を高めるとともに、先述のように大学受験など、将来の進路を考える際の材料にもなります。検定試験の意義は資格を取得することだけではなく、子供たちが自ら目標を定め、その達成に向けて学習を継続し、結果を振り返って、次の学びに生かす過程にも教育的な価値があります。

一方で、全ての子供に検定試験の受検を一律に求めるものでもなく、学習成果を確かめる一つの手段として位置づけることが適切です。

このように、検定試験への挑戦を子供たちの学習意欲や次の目標、さらには実際に英語を使う力の育成にどのように結びつけていくのかが重要であると考えます。

そこで、教育長に二点お尋ねいたします。一つ目として、英語力の向上を目指して英検等の各種検定試験に挑戦する子供たちを支援するため、県内市町村の中には受検料補助を行っているところもあります。一方で、補助の有無や内容には市町村間で差があり、子供たちを取り巻く支援環境には違いが見られます。こうした現状について、教育長としてどのように受け止めておられるのか、お考えを伺います。

二つ目は、子供たちにとって検定等の取得はどのようなメリットとなるか、また英検等に挑戦する子供たちの意欲や努力を県としてどのように位置づけていくのか伺います。あわせて、児童・生徒の英語力向上に向けた岐阜県の今後の取組について、教育長としてのお考えを伺います。

最後に、学校外で地域社会と関わりながら、伝統芸能の継承に取り組む子供たちの評価について伺います。県内には、獅子舞や地歌舞伎など、地域の歴史や人々の思いとともに受け継がれてきたかけがえのない伝統

芸能があります。私の地元不破郡にも、垂井曳やままつりの子ども歌舞伎や南宮大社例大祭にて、子供たちによる舞、還幸舞、表佐地域で伝わる表佐太鼓踊り、関ケ原町玉地区の玉太鼓踊りなど、すばらしい伝統芸能があります。少子化などにより担い手の確保が難しくなる中、学習や部活動と両立しながら、練習や地域行事への参加を続ける子供たちがいます。

しかし、こうした努力は、スポーツ大会の成績やコンクールの受賞歴などに比べ、広く認識される機会が多いとは言えません。

もとより子供たちは、入試で評価されることだけを目的として活動しているわけではありません。しかし、伝統芸能への取組を通じて培った主体性や協調性、責任感が認められ、その経験が自らの成長や将来に役立つと実感できることは、活動を継続する大きな励みになります。また、こうした取組は子供自身が地域文化を未来へつなぐ、岐阜県が推進している実践的なふるさと教育でもあります。

一方、伝統芸能は学校外で行われることも多く、順位や表彰によって成果を示す機会が十分にない場合があります。だからこそ、順位や表彰だけでは見えにくい活動の継続性や、地域で果たしてきた役割を高校入学者選抜において適切に捉える視点が必要であり、魅力ある県立高校づくりにつながることも期待しています。

ここで、すぐに一律の点数化を求めているのではありません。各高校がその特色や求める生徒像に照らし、活動の内容や、そこで培われた力を適切に評価することが重要です。

また、国内の大学にも学校内外での活動や、地域文化を守ろうとする志を入試で評価する例があります。伝統芸能への取組は、子供たちの主体性や継続力、地域への思いを示す経験であり、将来の進路にも生かし得るものです。こうした活動の価値が子供たちや保護者に伝われば、子供たちは自らの経験に誇りを持ち、活動を

継続する意欲を高めることができます。

さらに、その価値が広く理解されることは、新たな担い手を育てる後押しにもなり、その環境を支える大人たちの喜びと地域の活性化にもつながると考えています。

しかし、こうした活動の価値を具体的に示さなければ、伝統芸能の継承に取り組む子供たちや保護者には、その趣旨が十分に伝わらないおそれがあります。

伝統芸能には、幼少期から長年にわたって取り組む子供もいます。そのため、高校受験を目前にして初めて制度を知るのではなく、小学生や中学生の早い段階から、こうした活動の価値が進路を考える上でも適切に受け止められることを具体的に伝える必要があります。ふるさと教育を推進する岐阜県として、地域文化を守る子供たちの努力を認め、その価値を早い段階から分かりやすく伝えることが活動の継続を支え、地域の伝統芸能を将来へつないでいく力になると考えます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。県立高校入学者選抜において、スポーツや文化活動に加え、社会的活動も評価の対象になると聞き及んでおります。まず、地域の伝統芸能に継続して取り組む子供たちの活動について、社会的活動として評価することの意義について伺います。また、このことを子供たちや保護者に対し、いつどのような方法で周知していくのか伺います。

以上で、私からの質問を終わります。御清聴にありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　私には、大規模災害の発生に備えた岐阜県の取組について、二点御質問をいただきました。

初めに、災害時の水の確保及びトイレ対策と、市町村や民間団体等との連携についてお答えいたします。

被災時の水や避難所のトイレは、本県でも同様の災害が発生した際に備えておくべき特に重要な資材です。

現在、水については、県と市町村合わせて、おおむね十万人の三日分の必要量となる約三十七万リットルを備蓄しております。また、災害が長期化する場合に備え、国や他の自治体からの支援や協定を活用した民間物資の調達のほか、日本水道協会を中心とした全国的な給水車の派遣体制が構築されております。さらに、災害用井戸の登録についても、市町村に働きかけを行っているところでございます。

一方、トイレについては、県と市町村合わせて、おおむね七万人の三日分の必要量となる約百五万回分の携帯トイレを備蓄しております。加えて、県や市町村でトイレカーを十五台導入しているほか、今年度は県で循環式トイレコンテナを導入するなど対策を進めております。

今後も国の交付金を活用した整備を進めるとともに、市町村と連携した訓練等を通じて、これらの資機材を円滑に活用できる体制を強化してまいります。

続いて、誰もが安全・安心に過ごすことのできる避難所の開設・運営に対する県の関与についてお答えをいたします。

避難所環境の整備や運営は、市町村が主体となって行っておりますが、県は広域行政を担う立場として重要な責務があると考えております。

まず、平時においては、市町村が避難所を整備、運営する上で必要な要件をまとめた避難所運営ガイドライ

ンを策定し、高齢者や障がい者が通りやすい通路の配置や、育児中の方のための授乳スペースの設置、先日御答弁いたしました女性専用スペースの確保や福祉避難所の開設など、様々な方が安心して生活できる避難所の環境改善を市町村に促しております。また、いざというときに市町村が迅速に避難所を開設し、確実に運営できるよう、県が実施する防災訓練に市町村の避難所運営訓練を組み込んでおります。

その上、有事においては、県が市町村間の相互支援の調整や、他県への支援要請といった広域調整を行い、必要な人員や物資を確実に確保いたします。こうした平時や有事の役割を確実に遂行することにより、全ての市町村で誰もが安全・安心に過ごすことのできる避難所運営が行われるよう取り組んでまいります。

○副議長（長屋光征君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　防災や災害支援に取り組む民間団体への支援について、お尋ねがございました。

現在、県では実際の災害を想定し、被災者と災害ボランティアとのマッチングを行う訓練や、災害時に必要なノウハウを学ぶ研修会を実施しておりますが、社会福祉協議会や生活協同組合など、規模の大きな団体の参加にとどまっている状況であります。

一方、議員御指摘の自治会やまちづくり団体等の小規模な団体の中にも、それぞれの強みを生かして災害時に力を発揮できる団体があることも認識しております。例えば、子ども食堂を運営する団体が避難所で炊き出しを行ったり、絵本の読み聞かせを行う団体が被災地で子供の心のケアを行うなど、ふだんの活動を被災者支援につなげる事例もあると承知しております。このため、まずはこのような団体を幅広く把握するためのアンケート調査を年内に実施いたします。

その上で、把握した団体にも訓練や研修会への参加を呼びかけ、ふだんの活動が災害支援にも活用できることの気づきを促し、力を高めていただくとともに、有事の際、平時から構築した関係性を生かし、迅速かつきめ細やかな活動を行えるよう支援してまいります。

○副議長（長屋光征君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　まず最初に、県立高校の学生寮における良好な居住環境の確保について、お答えをします。

現在の県立高校の寮は、昭和三十年代以降の国の農業自営者養成に関する政策の下で整備されたもののほか、飛騨地域の地理的条件や冬季の降雪に対応するため設置されたものです。農業高校においては、生徒が夜間、休日に動植物の管理や農場作業に従事する必要があり、寮は農業教育を支える重要な役割を果たしてまいりました。

現在は、自宅から通うことができない生徒などがその寮を利用しておりますが、一つの部屋に複数の生徒が居住する従来のスタイルは、今の生徒や保護者のニーズと合わなくなっており、民間のアパートなどを利用する生徒も現在多数おります。加えて、寮に宿泊して夜間に生徒の指導をする教員の負担や、朝食の準備のため早朝より勤務する炊事員の確保など、運営面での課題も現在生じております。

そうした中、利用する生徒のいる寮については、必要な改修や修繕を行ってまいりました。今後、自宅からの通学が困難な生徒については、民間の施設の利用なども含め、公共交通機関の状況や通学時間等を考慮し、その対応を検討してまいります。

次に、英語についてです。

頑張る子供を応援する、そして評価する取組について、英語資格・検定試験への挑戦と児童・生徒の英語力向上について、二点いただきました。これは一つ目、実用英語検定等の受検料の補助に係る県の認識として、まとめてお答えします。

そして二つ目としては、県の今後の取組について、お答えをいたします。

市町村の教育委員会では、児童・生徒の英語力向上に向け、デジタル教科書や生成ＡＩの活用、外国語指導助手、いわゆるＡＬＴの配置の充実など様々な取組を行っており、県内の市町村の英語検定等の受検料補助についても、各教育委員会が英語力向上に向けた一つの施策として行っているものと認識しております。

また、英語検定等の取得は、義務教育段階の子供たちにとって、自らの努力の成果が資格などの形で可視化され、達成感や自信につながるとともに、将来的には実践的な英語力の土台にもなり得ると考えております。

県教育委員会としましては、現在、小中学生の英語力向上に向け、コミュニケーション能力を育む授業により身につけた英語力を発揮する場として、県内全ての市町村の児童・生徒を対象としたスピーチコンテストを実施するなど、その自らの力を伸ばし、確かめることができる環境づくりに努めているところです。

さらに、英語教育の推進校に大学教授を派遣し、専門的な知見に基づく助言を行うとともに、そこでの優れた実践事例を全県に広く発信し、各校での授業改善につなげております。あわせて、今後は小・中学校での学びが高等学校に円滑につながるよう、英語教育についての中高の連携も深めてまいります。

次に、県立高校入試における社会的活動の評価と、児童・生徒、保護者への周知についてお答えをします。

平成十四年度入試から始まった特色化選抜と、そのコンセプトを継承して始めた独自検査を含む選抜では、

各高校の求める生徒像に合わせた検査を行い、中学校までに身につけた様々な力を評価しているところです。その評価内容は求める生徒像として各学校が示していましたが、平成二十五年度の制度変更時に分かりやすく、体育的活動、文化的活動、学科への適性の三つに分類しました。その後、中学校での生徒会活動やボランティア活動などを評価内容に加える学校が幾つか出てきたため、新たに社会的活動を追加したところです。議員御指摘の伝統芸能に取り組む生徒の活動は、この社会的活動に分類され、主体性や協調性などを評価することになります。

また、独自検査の選抜の要件については、毎年七月までに各学校で決定されております。中学校三年生やその保護者に対しては、広く定着している冊子「公立高校をめざす皆さんへ」を配付し、周知しております。さらに昨年度から、小学校六年生に向けに高校入試に関するチラシも作成し、早い段階からの周知も図っているところです。

○副議長（長屋光征君）　四十七番　岩井豊太郎君。

〔四十七番　岩井豊太郎君登壇〕（拍手）

○四十七番（岩井豊太郎君）　大分長時間になりましたので、疲れてみえる方も多いかと思いますが、私からは、二項目について執行部からの前向きな答弁を期待いたしまして、ただいまから質問いたします。

一項目めの質問といたしましては、第三期の岐阜県強靱化計画におけるデジタル等新技術の活用による強靱施策の高度化についてということで、質問をさせていただきます。

平成二十五年十二月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本基本法が公布、施行されました。

本県では、基本法に基づく国土強靱化地域計画として、平成二十七年三月、全国に先駆けて岐阜県強靱化計画を策定いたしまして、その後、令和二年三月には、平成三十年七月豪雨などの想定外の常態化とも言える自然災害への備えを一層強化するため、第二期岐阜県強靱化計画へと見直しを行ってきました。

これまでの間、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げるため、十二の施策分野で様々な取組を推進してきました。これを前提に、令和七年度からの第三期岐阜県強靱化計画への見直しに当たっては、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等のほか、令和五年七月に変更されました国土強靱化基本計画の内容や、第二期計画策定以降の本県での災害経験を踏まえることといたしました。

加えて、主要道路の寸断、またライフラインの途絶、多くの建物の倒壊や火災による焼失、多数の孤立などが同時多発的に発生するとともに、寒さや積雪といった厳しい条件も重なり、様々な課題が浮き彫りとなった令和六年能登半島地震を受け、本県では能登半島地震に学ぶという姿勢で、まず一点目として、孤立やライフライン途絶の長期化への対策強化、二点目といたしまして、建物耐震化の促進、三点目といたしまして、避難所における生活・衛生環境の改善、四点目として、災害対応における県・市町村間の連携強化など、四つのテーマを軸に災害対策の見直しを行い、この結果についても県土のさらなる強靱化に向けて本計画に反映されました。

国の国土強靱化基本計画の見直しにおいては、基本的な方針といたしまして、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化と地域における防災力の一層の強化が掲げられたことを踏まえ、本県の計画にも新たな基本方針を追加されました。

ここで、新たな基本方針といたしまして追加されましたデジタル等新技術の活用について述べてみますと、少子化、高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に、激甚化、頻発化する災害に対応できるようにするために、災害時の情報収集、また孤立地域対策、さらに避難所の環境改善といった様々な場面において、デジタル等新技術を活用いたしまして、防災・減災・国土強靱化に向けた取組を進めることができるということでございます。

ドローンや衛星インターネットなど、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時において適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体、また民間事業者等との連携強化を図ることが必要と考えております。

デジタル等新技術の活用に際しては、高齢者や障がい者などその恩恵を受けられない人が生じないよう、きめ細かな支援や取組を一体で推進していくことが必要だと考えております。

ここで、危機管理部長にお尋ねいたしたいと思います。デジタル等新技術の活用は、あらゆる分野に必要と考えられますが、岐阜県強靱化計画の分野において、災害時に現場で強靱化施策の高度化に非常に効果的な成果を発揮したデジタル分野の実例として、次の三項目を県民に分かりやすく説明していただきたいと思います。

一項目めといたしまして、デジタルの活用による国と連携した安全・安心の確保について、二項目めといたしまして、被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有について、三項目めといたしまして、被災時における個人確認の迅速化、高度化に関してと、以上三項目に関して説明をお願いいたしたいと思います。

次に、本県が、今後さらに第三期岐阜県強靱化計画における強靱化施策の高度化に必要とされるデジタル分

野で取り組んでおられる開発を紹介していただきまして、以上で本件に関する質問とさせていただきます。

次に、大垣地域における収益性の高い米生産の実現について、質問させていただきたいと思います。

我が国の食料・農業・農村をめぐる情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化により大きく変化しております。このような中、令和六年六月の改正後の食料・農業・農村基本法に基づく初めての食料・農業・農村基本計画が令和七年四月に策定をされました。同基本計画に基づき、初動五年間で農業の構造転換を推し進めるため、農地の大区画化やスマート農業技術、新品種の開発・普及に取り組んでいます。

こうした中で、我が国においては、食料自給率の向上と安定的な食料供給体制の確立が重要な課題となっており、その実現に向けて国内農業の生産力強化が不可欠となっております。

しかしながら、人口減少や担い手不足により、農地面積の大幅な拡大を期待することは難しく、限られた農地の中で生産量を確保していくためには、単位面積当たりの収量、いわゆる単収を向上させることが極めて重要になると思います。

特に、主食である米は我が国の食料安全保障の根幹を担う作物であり、水田の生産性向上は、食料自給率の向上や地域農業の維持・発展にも大きく寄与するものと考えます。そのためには、品種改良や栽培技術の向上に加え、農地整備を行うことで水稲の生育環境の改善や、機械作業の効率化を通じて単収向上につながることが期待されており、担い手の経営規模拡大や収益力向上にも大きな効果をもたらすものと考えます。

また、今後、農業従事者の減少が見込まれる中で、限られた担い手が効率的に農業経営を行いながら収益を確保し、さらに若い世代が将来に希望を持って農業に参入できる環境を整えていくことが必要であります。こ

のため、国においては、本年三月に策定されました新たな土地改良長期計画において、農地の集積・集約化や生産性向上を進めるための取組を重点化するとともに、新たな大区画化等加速化支援事業を創設し、多様な手法による農業構造の転換を進めることとしております。

一方で、本県の農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

基幹的農業従事者は、今後十年で現在の半数まで減少すると見込まれており、地域計画においても、十年後には、担い手が確保されていない農地が県全体で四三％に上るとされております。

限られた担い手が広大な農地を効率的に管理し、持続的な営農を行うためには、農地の集積・集約化と生産性を進めていく必要があります。そのためには、単なる経営規模の拡大だけではなく、農地整備とスマート農業の導入を一体的に進めることが重要であると考えております。

用水路と排水路が分離された、いわゆる用排分離された農地では、排水管理の省力化や水田の排水性が改善されることによって水稲の健全な生育が期待でき、大区画化された農地では大型機械の導入や効率的な営農が可能となります。また、収量コンバインや可変施肥田植機、水管理システムなどのスマート農業技術の活用により、省力化と収量向上、さらには所得向上にもつながることが期待されております。

しかしながら、本県の圃場整備率は全国三十位にとどまっており、生産基盤整備のさらなる充実が求められております。

ここで、お手元に配付いたしましたこの資料ですね、西濃管内の米の生産状況に関する資料を見ていただきたいと思います。（資料を示す）この資料を見ていただけるとお分かりだと思いますが、特に、県が集計する二十アール以上の用排分離された水田の圃場整備率、これは県平均では六四％でありますが、地域間格差も大

きく、私のこの地元であります大垣市では四三%、この圃場整備率がなっているんです。

この西濃地域は、木曽三川の下流部に位置しまして、土地の高低差が少なく排水しにくい農地も多いため、大垣市の水稲収量の十アール当たり、一反当たりは四百八十五キログラム、県平均の四百九十六キログラムを下回っておるわけです。

一方、海津市では、用排分離や大区画化が進んでおりまして、担い手への農地集積も図られている中で、五百十五キログラム、県平均を大きく上回っておるわけです。この収量の差には、品種や土壌条件など様々な要因が考えられますが、営農条件の違いもその一因であると考えております。

同じ西濃地域でも、気象条件などは大きな差がない中でも、海津市の十アール当たり三十キログラムの差は、もしくは百ヘクタールで見れば、年間三十トンの差ができるわけですね、海津市との差がですね。それぐらいの差が、一反当たり三十キログラムの差が、百ヘクタールに換算した場合は三十トンということで、大きな差ができるわけです。これは経営収支への影響だけでなく、県全体の食料供給力の向上という観点からも、極めて大きな意味を持つものと考えております。

さらに、海津市では、麦だとか大豆の高収益作物への転換も進められておりまして、生産性と収益性の向上につながっておるわけです。こうしたことから、農業生産基盤の整備は水稲の単収向上のみならず、土地利用型農業全体の収益力の向上や営農の安定化に大きく寄与するものと考えております。

一方、圃場整備事業は高い効果が期待できるものの、土地の区画を再編する換地を伴うために、やっぱり関係者の権利者の理解や、あるいは合意形成に一定の期間が必要という場合が起きますので、今後、担い手の経営規模拡大や営農コストの削減を早急に進めていくためには、従来の圃場整備事業に加えて、大区画化等加速

化支援事業のような機動的な制度を活用しながら、地域の実情に応じた柔軟な整備手法を取り入れていく必要があると考えております。

特に大垣市では、小区画の農地が多くて、そして農業者からは部分的な区画拡大や畦畔除去ですね、あぜの除去ですね、など、比較的短期間で実施できる整備を望んでおられる声も聞いております。こうした現場のニーズにきめ細かく対応することが、農地集積の加速や担い手の経営安定につながるとともに、若い世代が将来に希望を持って農業に取り組める環境づくりにも資するものと考えております。

そこで、農政部長にお伺いいたします。私の地元である大垣地域の米単収が県平均以上になる方策を伺いたいと思っております。本年度からスタートいたしましたぎふ農業活性化基本計画の下で、大垣地域の米の単収を向上させ、収益性の高い農業を実現するためには、水田の圃場整備が必要だと考えております。今後どのように基盤整備を進めていかれるか、お伺いをいたしたいと思います。

以上、質問いたしました。前向きな答弁を期待いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　第三期岐阜県強靱化計画におけるデジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化について、お答えいたします。

県では、昨年三月に策定した第三期岐阜県強靱化計画において、デジタル等新技術の活用を新たに基本的な

方針の一つに定め、御質問をいただきました三項目について取組を進めております。

一点目のデジタル技術の活用による国との連携については、国の新総合防災情報システムと県の被害情報集約システムを接続し、災害情報の共有を可能にいたしました。二点目の被災者の救援救護と住民との情報共有については、捜索救助活動の際のドローンの活用や、避難所以外の避難者情報を把握する分散避難システムの活用などの体制を構築しました。三点目の個人確認の迅速化につきましては、マイナンバーカードを使用して避難所の受付を行うシステムの訓練を六市町村で実施することで、システムの普及を図っているところでございます。

近年、無人航空機を活用した通信技術やドローンによる物資輸送など、民間事業者による新たな技術の開発も進んでおります。こうした最新技術の情報についても積極的に収集、研究を行いまして、災害対応力の向上や被災者支援の円滑化につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（長屋光征君）　農政部長　堀　智考君。

〔農政部長　堀　智考君登壇〕

○農政部長（堀　智考君）　大垣地域における収益性の高い米生産の実現について、お答えいたします。

中山間地域が多い本県におきましては、平たん地が広がる大垣地域は、生産性の高い水田農業の実現が期待できる一方で、基盤整備の遅れにより排水性が悪く、区画も小さな農地が多く残っており、地域の強みを十分に生かし切れていないのが現状です。

水田の生産性を高めるためには、用排分離や暗渠排水による排水性の改善に加えまして、大区画化による大型機械の導入を通じた農作業の効率化や、生産コストの低減が有効であると認識しております。このため、県

が行います基盤整備に加えまして、現在多く要望が寄せられている、担い手自らが行う畦畔除去などの簡易整備を強力に推進してまいります。

あわせて、市町村や農畜産公社との連携によります関係者間の合意形成支援や、農家負担の軽減方策を検討してまいります。

さらに、こうした基盤整備の実施とともに、スマート農業の導入や主力品種ハツシモの栽培技術の改善による単収向上、高温耐性品種の導入などにより、収益性の高い米生産を目指してまいります。

○副議長（長屋光征君）　これをもって、一般質問並びに議案に対する質疑を終結いたします。

＋＋＋

委員会名	付託案件
総務委員会	○ 議第八十六号のうち歳入予算補正、歳出予算補正中総務委員会関係、債務負担行為補正中総務委員会関係及び地方債補正 ○ 議第百六号
企画経済委員会	○ 議第八十六号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係 ○ 議第百一号 ○ 議第百七号 ○ 請願第四十四号
厚生環境委員会	○ 議第八十六号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係 ○ 議第百二号及び議第百三号 ○ 議第百十二号 ○ 請願第四十六号
農林委員会	○ 議第八十六号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係

土木委員会	○　議第八十六号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係 ○　議第百四号及び議第百五号
教育警察委員会	○　議第八十六号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係 ○　議第百八号 ○　請願第四十五号 ○　請願第四十七号

＋＋＋

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長屋光征君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、岐阜県議会委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長屋光征君）　御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

特別委員名簿

特別委員会名	氏名
決算特別委員会	渡辺嘉山　佐藤武彦 伊藤秀光　野島征夫 高殿尚　布俣正也 中川裕子　今井政嘉 小川祐輝　牧田秀憲 辻井俊貴　川上哲也 田中勝士 澄川寿之 今所竜也 井瑠々

++

○副議長（長屋光征君）　お諮りいたします。委員会開催等のため、明日から十月七日までの五日間、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（長屋光征君）　御異議なしと認めます。よって、明日から十月七日までの五日間、休会とすることに決定いたしました。

＋＋＋